

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月6日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
令和2年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	17
議案第5号の上程、説明	17
議案第6号の上程、説明	18
議案第7号の上程、説明	18
議案第8号の上程、説明	19
議案第9号の上程、説明	20
議案第10号の上程、説明	20
議案第11号の上程、説明	21
議案第12号の上程、説明	21
議案第13号の上程、説明	22
議案第14号の上程、説明	22
議案第15号の上程、説明	23
議案第16号の上程、説明	25
議案第17号の上程、説明	26
議案第18号の上程、説明	26
議案第19号の上程、説明	27
議案第20号の上程、説明	27
議案第21号の上程、説明	29
議案第22号の上程、説明	31
議案第23号の上程、説明	32

議案第24号の上程、説明	33
議案第25号の上程、説明	33
報告第3号の上程、報告	35
報告第4号の上程、報告	35
散会の宣告	35

第2号(3月11日)

開議、散会の日時	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	37
事務局出席者	37
議事日程	38
開議の宣告	39
一般質問	39
友寄景善議員	39
仲井間宗利議員	42
宮城良治議員	43
大城邦彦議員	46
大山美佐子議員	49
大城佐一議員	51
平良嗣男議員	56
宮城貢議員	61
安里重和議員	65
吉浜覚議員	70
散会の宣告	79

第3号(3月12日)

開議、散会の日時	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	81
事務局出席者	81
議事日程	82
開議の宣告	84
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
議案第5号の質疑、委員会付託	84
議案第6号の質疑、委員会付託	84

議案第 7 号の質疑、委員会付託	85
議案第 8 号の質疑、委員会付託	85
議案第 9 号の質疑、委員会付託	85
議案第 10 号の質疑、委員会付託	85
議案第 11 号の質疑、委員会付託	86
議案第 12 号の質疑、委員会付託	86
議案第 13 号の質疑、委員会付託	86
議案第 14 号の質疑、委員会付託	86
議案第 15 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
議案第 16 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第 17 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第 18 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第 21 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第 22 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第 23 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第 24 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第 25 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第 26 号の上程、説明、質疑、委員会付託	96
議案第 27 号の上程、説明、質疑、委員会付託	97
諸般の報告	98
散会の宣告	98

第 4 号 (3月13日)

開議、散会の日時	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	99
事務局出席者	99
議事日程	100
開議の宣告	101
議案第 15 号～議案第 19 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	101
議案第 13 号～議案第 14 号及び議案第 27 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	104
散会の宣告	107

第 5 号 (3月19日)

開議、閉会の日時	109
----------------	-----

出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	109
事務局出席者	109
議事日程	110
開議の宣告	112
議案第5号～議案第12号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	112
議案第20号～議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	118
陳情第17号及び陳情第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	122
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	124
決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	128
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	129
決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	131
諸般の報告	132
議員派遣の件	133
閉会の宣告	134
署名議員	134

令和2年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和2年3月6日
会期14日間
閉会 令和2年3月19日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月6日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・令和2年度村長所信表明・議案提案説明・報告2件
3月7日	土	休 会		(中学校卒業式)
3月8日	日	休 会		
3月9日	月	休 会		議案検討
3月10日	火	休 会		議案検討
3月11日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月12日	木	本会議	午前10時	同意第1号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第5号～第12号質疑、総務常任委員会付託 議案第13号及び第14号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第15号～第25号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第26号提案説明、質疑、委員会付託(予定)
3月13日	金	委員会	午前10時	議案第15号～第19号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第13号及び第14号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	議案第15号～第19号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決
3月14日	土	休 会		
3月15日	日	休 会		
3月16日	月	委員会	午前10時	議案第5号～第12号及び第26号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第2号総務常任委員会(検討～採決)
3月17日	火	委員会	午前10時	議案第20号～第25号予算審査特別委員会 (説明～検討)
3月18日	水	委員会	午後1時30分	議案第20号～第25号予算審査特別委員会 (検討～採決) 終了現場調査 (幼稚園修了式)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月19日	木	本会議	午後2時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見案、決議案等の処理 議員派遣の件（閉会） （小学校卒業式）

会期日数 14日間 本会議日数 5日間 委員会日数 4日間 休会日数 6日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	令和2年1月14日	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書	心臓移植の患者と家族を支える会 芭蕉の会 会長 安里 猛	議員配布
2	令和2年2月12日	北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	北部市町村議会議長 会長 石川 博己	総務常任委員会
3	令和2年2月25日	沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	議員配布

令和2年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和2年3月6日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和2年3月6日 午前10時00分)

散 会 (令和2年3月6日 午後0時05分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和2年度村長所信表明	
6	同 意 第 1 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	議 案 第 5 号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 案 第 6 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 案 第 7 号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議 案 第 8 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 案 第 9 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議 案 第 10 号	大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例	提案説明
13	議 案 第 11 号	おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
14	議 案 第 12 号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議 案 第 13 号	塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について	提案説明
16	議 案 第 14 号	財産の無償貸付について	提案説明
17	議 案 第 15 号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	提案説明
18	議 案 第 16 号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
19	議 案 第 17 号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案第18号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	提案説明
21	議案第19号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	提案説明
22	議案第20号	令和2年度大宜味村一般会計予算	提案説明
23	議案第21号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
24	議案第22号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
25	議案第23号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
26	議案第24号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
27	議案第25号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
28	報告第3号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告
29	報告第4号	専決処分の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和2年第2回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 大山美佐子議員及び6番 大城邦彦議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月19日までの14日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、なお、陳情第2号は、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
12月定例会後の行政報告を行います。
12月19日に村境において、村民多数の参加のもと、交通安全祈願とシークワサー作戦を開催し、交

通安全を呼びかけております。

1月4日には、村成人式を開催し、成人者を激励いたしました。

7日には、村民の集いを開催し、多くの皆さんが参加して盛大に行われました。

15日から17日まで、県町村長の県外研修に参加しております。

1月18日、19日は村産業まつり、福祉まつりが開催され盛會に開催されました。県外からは福島県西会津町の工藤副町長、愛知県蟹江町の横江町長や石巻市産業部長、秋田県湯沢市観光協会の皆さんの参加がありました。

29日には、キリンビールより三村世界自然遺産協議会へ寄附金贈呈がありました。

2月4日には、村施策説明会を行い、令和2年度の事業等の説明を行いました。

8日、9日には、大阪なんばグランド花月において、シークワサーと村の観光ピーアールをしました。

13日に北部議長の皆さんとともに、県知事と県議会議長に対し、北部基幹病院整備の意見書を手交いたしました。

14日には、2020パラリンピックのカヌー選手の応援ために瀬立モニカ大宜味村後援会を設立して応援していくことといたしました。

18日には、午前中、JAおきなわに対し、議長とともに店舗統廃合計画の見直しと大宜味支店の存続を要請してきました。午後は、飲酒運転根絶宣言書を職員全員の署名を名護警察署長に提出いたしました。

22日には、やんばるの森ビジターセンターのグランドオープン落成式典、祝賀会が盛大に開催されました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注しました公共工事の入札結果を提出しております。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎令和2年度村長所信表明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 令和2年度村長所信表明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） はじめに

令和2年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端並びに、令和2年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村長就任以来、村民の皆様からの多大なるご支援・ご協力を賜り、村政各般にわたり先頭になり多くの政策課題解決に取り組んでまいりました。

学校跡地を活用し観光振興を中心とした村の総合産業、村内経済の循環による村民所得の向上を期待し整備に取り組んできました「やんばるの森ビジターセンター」が完成し、令和2年2月22日に「道の駅おおぎみ」の移転オープンと併せてグランドオープンいたしました。

世界自然遺産登録推薦地域として行動している中で、県外、外国からの来訪者が増加傾向にあり、国

頭村及び東村に跨るやんばる国立公園の玄関口としての立地を生かした施策に取り組むとともに、世界自然遺産登録に向け、国・県・関係市町村とその他多くの関係機関との連携を図り、ビジターセンターの機能を活かせる方策に取り組んでまいります。

子育て支援の政策として、「放課後児童クラブ」の施設を整備し、また幼児教育の充実と、働く保護者の子育て支援に繋がる「おおぎみこども園」が4月開園いたします。

大宜味村第5次総合計画に掲げさせていただきました、村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けては、村民の皆様の積極的な参画が必要不可欠であります。

令和2年度は、その第5次総合計画における前期基本計画の評価と後期基本計画と併せて地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略の見直しに取り組むこととしています。

本村の特性である「長寿の里」「健康長寿の生活スタイル」について世界からも注目されていることに対し、村ぐるみでその意識を再度向上させることが重要であります。

健康であることは何よりも幸せを感じるものであると私は考えており、村民の結いの心が大きな財産であると思っております。

そのことについて、ぜひ村民の皆様と分かち合い、共に考えながら、長寿村の復活に向けた行動を推進してまいります。

また、本村教育の恒久の理念とされてきた「人材を以て資源と為す」の言葉を村民憲章制定において、村是として位置づけをし、その言葉を具現化する施策として、人材育成を重点事業の柱に据え、学校教育のみならず、産業界等においても、郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・国際性に富む積極進取な人材の育成に取り組んでまいります。

村民の誰もがいきいきと未来を語り、若者からお年寄りまで皆が住み続けたい、この大宜味に住みたいと思っただけの魅力あふれる地域づくりを推進してまいります。

厳しい財政運営の中でも村民目線を第1に考え、大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、「大宜味らしさ」を追求した村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

令和2年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、「過疎地域自立促進計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を念頭に予算編成を行ったところであります。その結果、令和2年度の予算規模は、一般会計予算が総額約36億2千5百万円となり、前年度予算額と比較しますと約6億8千8百万円、15.9%の減となっております。

また、特別会計予算総額は約8億2百万円、前年度予算額と比較しますと、約7千2百万円、9.9%の増となっております。その内訳につきましては、国民健康保険特別会計予算総額は約4億7千9百万円で対前年度比4.2%減、簡易水道事業特別会計予算総額は約2億5千1百万円で対前年度比56.3%増、公共下水道事業特別会計予算総額は約3千8百万円で対前年度比3%増、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千4百万円で3.6%増となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得する重要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど、支援体制構築に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

第5次大宜味村行政改革大綱等これまでの取り組みを検証のうえ、第6次行政改革大綱・実施計画を制定し、行政改革を引き続き推進してまいります。

(4) 財政運営

村の歳入面では、村税である国有所在市町村交付金が、減価償却の影響により減収となっており、依然として依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい状況であります。自主財源の確保として、村税の適正かつ公平な課税に努めるとともに、徴収率の向上に取り組めます。

村づくり応援寄付については、村の魅力など情報発信をしつつ、大宜味村の応援団の輪の拡大に向け、引き続き推進してまいります。

歳出面では、新庁舎整備事業や会計年度任用職員制度の開始、学校建設事業で借り入れた地方債の元利償還が本格的に始まることによる公債費の増が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図り、基金の計画的な運用を行い将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の現状や課題を調査・分析し、本村が所有するすべての資産に係る基本方針を定めた「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、未利用の土地建物については賃貸や売却の検討に取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

(1) 農業の振興

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を抱えており、新規就農者が安心して農業経営ができるように意欲ある担い手の育成・確保のため新規就農を促進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し農業次世代人材投資資金交付事業を活用し、就農の定着化や新規就農一貫支援事業を活用し、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

また、「人・農地プラン」の取り組みの中で、地域ごとの農地の利用について検討し、農業委員会と連携して農地中間管理機構事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

シークワサーにつきましては、高単価が見込める青切り・フルーツ用果実の生産を増やす意欲ある農家の支援を行うため、栽培技術の普及と販売促進を推進してまいります。

カラキにつきましては、栽培技術の向上、商品開発及びブランドの構築を行い、産業化に向けた取り組みを進めていきます。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、島と海を守る環境保全型農業促進事業等を活用し、自分の農地の大切な土壌を流出させない農業技術の普及を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、江洲地域における未整備部分の整備や今後の事業採択に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

（２）林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、やんばる国立公園地域として自然に配慮した森林業を取り組んでまいります。

（３）畜産の振興

豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化のために、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行い、危機管理体制を確立し、経営の安定向上に取り組んでまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

（４）水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、機能保全事業計画に基づき、物揚場エプロン打換等を実施し、漁港機能の適正な維持管理に努めてまいります。養殖漁業につきましては、アーサ・モズク・海ブドウ・ウニなど新たな養殖技術の普及を推進するとともに、クロマグロの事業展開により村の新たな特産として活用できるよう推進するとともに、スジアラ、エビ等の陸上養殖事業の促進に取り組んでまいります。

（５）商工業・観光の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

新たな観光拠点として大宜味中学校跡地に整備されました「やんばるの森ビジターセンター」の運営を指定管理者制度を活用した民間活力による運営と、待望の中、昨年９月に設立されました一般社団法人大宜味村観光協会への支援を行いつつ、村の観光振興の方向性について、現在、策定作業中であります大宜味村第二次観光振興基本計画を基に指導を行うとともに諸施策の連携強化に努め、世界自然遺産登録推薦地域として、日本国内のみならず外国からの観光客に対する受入れ体制を強化するための支援の方策について、諸制度を活用しながら取り組んでまいります。

平成21年度に策定された現行の観光振興基本計画の改定を進めているところ、この10年間におきまして、「拠点整備」と「組織体制」が整いつつある状況であります。ここで他地域と肩を並べることができたものであり、「これから」を新たなスタートラインとして位置づけ、本村の観光振興の成果と村民がその効果を実感できるようにするため、農林畜水産業や観光産業が連携し、経済循環の仕組みづくりに取り組んでまいります。

今年度も県内外へ積極的なPR活動を展開するとともに、持続可能な観光地づくりとしてエコツーリズム推進全体構想による取り組みも展開し、地域振興を強力に推進してまいります。

また、沖縄における観光振興の必須条件と目される海浜体験の環境整備について、体制を強化し早期実現に向けて取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりについては、予防活動の充実を図り、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進し、健康長寿を取り戻す取り組みを行ってまいります。

住民検診については、特に働き盛り世代の健康状況の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日検診実施等により、特定健診の受診率向上に努め、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいります。また、糖尿病等の生活習慣病重症化による腎不全や心疾患、脳血管疾患を防ぐため、保健指導や壮年期健康教室を実施し、健康づくりを推進してまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実

妊娠・出産期については、不妊治療費等助成事業を継続し不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦健診による母子の健康管理に努めてまいります。出産後の子育て期においては切れ目のない継続した支援が受けられるように、産後間もない母子への子育てサークルや乳幼児検診等を実施し、母子ともに健やかに過ごせるよう支援体制の充実を図ってまいります。

保護者から強い要望のある、放課後の子どもの居場所づくりにつきましては、4月から大宜味小学校敷地内へ場所を移し、居場所支援を実施してまいります。

また、貧困問題に起因する、子ども達の様々な課題に対して迅速な対応がとれるよう支援員を配置し、関係機関との連携や情報共有を図りながら、対象児童や対象世帯への支援に取り組めます。

(3) 障害者福祉の充実

障害者福祉については、個々の障がいや生活状況に応じて障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、気になる子どもやその親への支援として、巡回専門員整備事業を継続し、こども園等の子どもや親が集まる施設へ、巡回支援を実施し、障がい者の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉については、今後も高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう生活支援と介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、地域での居場所づくりとして始めた「なかゆくい事業」についても、引き続きを住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

さらに、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めてまいります。

認知症施策については、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動についても、引き続き力を入れてまいります。

(5) 保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

また、疾病の早期発見、早期治療を促すため、各種検診、健康相談、訪問指導を充実させるとともに、

受診率向上に向け、広報活動等を積極的に行ってまいります。

さらに、過度のストレスや悩みを抱える人の割合が増加していることから、当事者はもちろん、その家族等を一人でも多く支援するため「こころの健康相談会」を実施してまいります。

(6) 国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、国保税率改正について国保加入者への周知を図るとともに、県も保険者となり国保の財政運営の主体となったことから、連携して新制度の円滑な推進と国民健康保険の安定的な運営を目指して取り組みます。また、沖縄国保の財政状況の解決に向けては、引き続き沖縄の特殊事情に配慮した財政支援や制度設計の構築等を国へ要請し、県に対しても市町村国保への支援を要請してまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

(1) 幼児教育の推進

子どもが健やかに成長するために必要な教育環境の整備を推進し、幼児一人一人の発達の特徴に即した保育・教育内容の充実を図ります。今年4月開園する、幼保連携型認定こども園「おおぎみこども園」は、これまで2保育所が担ってきた保育機能と1幼稚園が担ってきた教育機能を一体化し、就学前の乳幼児を同じ施設で、全ての職員が関わり、育て、小学校の教育と接続していく施設で、同時に地域の子育て支援の中心的な役割を果たす施設としての目的をもって開園し幼児教育の更なる推進を図ってまいります。

(2) 学校教育の充実

子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるとともに、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。また、小学校におきましては、今年度より必修となる英語教育のために、昨年度に続きALTを2名体制にし、強力に取り組んでまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、村の特産品の開発、販売等を実践するキャリア教育の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努め、今年度も小・中すべての児童生徒に対して給食費の一部助成を行います。また、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育の取り組みを推進してまいります。

(3) 生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学習要求に応えられるよう学習情報や学習機会の提供の拡充・支援を図りつつ各分野のリーダーとなる人材育成に取り組んでまいります。また、村民ニーズに対応できる学習内容の充実を図るために、生涯学習コーディネーターによる生涯学習の更なる推進を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまで取り組まれてきた活動内容を充実させ村民の健康づくりに向けた意識の高揚を図ると共に、活動団体の育成・支援に努めてまいります。

また、昨年度から開催しているキャンドルナイトウォーキングは、名桜大学との連携を図り実施を
てまいります。

(4) 地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活
用を推進してまいります。平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、
中・長期計画を立て調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。また、以前より収集さ
れた民俗資料や今後も発掘調査を継続していくことにより貴重な資料等も増えることが予想されること
から、施設整備に向けた段階的な整備推進を図ってまいります。

今年度は、国の重要無形民俗文化財の「塩屋湾のウンガミ」の祭事を行う田港、屋古集落のアサギの
整備をする予定をしております。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり、地域社会にとって重要で
あります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推
進・支援する体制として、今年度発足予定の文化協会の具体的な取り組みを実施してまいります。

(5) 村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「戦争証言集」「シマジマビジュアル版」「シマジマ
本編」、「移民・出稼ぎ編」「民俗編」「言語編」を発刊してまいりました。今年度は「人と自然編」
の編纂と発刊を行うとともに「通史編」「資料編」「写真集」の発刊に向けた専門部会の設立及び開催
を行ってまいります。また、「映像」「モノ」等の資料収集も引き続き行ってまいります。

さらに、これまで「字誌」が発刊されていない行政区におきましては、字誌の発刊に向けた取り組み
に引き続き支援を行ってまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

大川川等多自然川づくり推進計画を基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、
「やんばる」らしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上を目的に引続き大川川河川整備を行って
まいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を再確認し、以前の修繕計画と照らし合せて修繕や架替等を行
り、今年度は、アザカ橋上部架け替え、石保橋調査設計を行ってまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け補助事
業を早め実施していくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、
地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

沖縄振興公共投資交付金事業につきましては、村道根路銘上原線の、早期完了を目指し予算確保に努
め計画に沿って道路改良事業を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、施設等の老朽化に伴う更新を行い、施設管理の効率的な運営・有収率
の向上、また、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、電気系統及び送配水管等の布設替え
を行ってまいります。

下水道事業につきましては、平成29年度汚泥処理能力の向上を図ったことから、今後、結の浜地域に
予定されている施設等の汚泥処理ができる施設となっており、これからも適切な対応に努めてまいり
ます。

一方その他の地域では、浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、長寿命化計画策定を図り今後の対策を検討してまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界遺産登録に向けた努力を引続き行ってまいります。

火葬場につきましては、葬祭場整備事業の検討を図ってまいります。

(3) 消防・防災の推進

頻発するゲリラ豪雨や大型台風の接近、さらには発生が懸念される大規模地震など、災害に強い村づくりを進めることが大きな課題となっております。そのため、全面的な地域防災計画、地域ごとの防災マップの見直しに着手し、強靱な地域を作り上げるための大宜味村国土強靱化地域計画を策定してまいります。

(4) 情報通信の整備

情報通信環境の地域間格差を解消するため、沖縄県の超高速ブロードバンド環境整備促進事業を活用し事業を推進してまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、公共事業及び民間事業者による参入が進行してきております。雇用創出、地域経済への波及効果を期待し、行政と民間及び地域が連携した配置計画など効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(6) 移住・定住・交流の促進

各集落に存在する空き地・空き家に関する諸課題を整理し、活用可能なものに、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

結の浜分譲宅地購入契約者に対し建築の促進を図ります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、本村の特性を活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。

なお、重点事業及び主要施策につきましては、別紙のとおり掲載しておりますのでご参照ください。

令和2年3月6日

大宜味村長 宮城功光

○ 議長（平良嗣男） これで令和2年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時41分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 同意第1号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久3番地

氏 名 島袋 きよみ

昭和27年7月5日生

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、島袋きよみ委員の任期が令和2年3月31日に満了するので、同委員を再任するため、同第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、国の印鑑登録事務処理要領の一部が改正されたことを受け、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補足して説明を行います。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人の権利制限が見直され、成年被後見人御本人が来庁され、かつ法定代理人が同行している場合には、成年被後見人であっても意思能力を有する者とみなし、印鑑登録申請が可能となったことから、登録資格について成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるとともに、文言の整理を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用における行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、本条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

おおぎみこども園の設置による業務の移管等により、大宜味村職員定数条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） では、内容について御説明いたします。

今回の改正は、おおぎみこども園開園に伴い、保育士が村長部局から教育委員会へ移管するものが主な内容です。

村長事務局部の職員から12名を減し、教育委員会事務局職員へ移管を行い、また第3号に選挙管理委員会の職員を追加しております。

これまで定めていた職員の定数と実数との乖離を改めるため「93人」から「85人」としております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

詳細につきましては、委員会で御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日提出
大宜味村長 宮城功光

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の次に、「。以下（「法」という。）」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができる。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に係るサービスの宣誓の特例等を追加する必要があり、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

以上、お願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第9号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

おおぎみこども園の設置による職務名称の変更等により、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、行政職 給料表 等級別 基準職職務表の「保育士」を「保育教諭」に、「保育所所長」を「主幹保育教諭」に改めるものが主な内容であります。

詳細につきましては、委員会で御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例

大宜味村保育所の設置及び管理条例（平成27年条例第10号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

おおぎみこども園への再編整備に伴い、大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する必要があるため、この案を提出する。

なお、詳しい内容については、委員会で説明させていただきます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

おおぎみこども園設置に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容については、担当課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

（宮城 豊教育課長兼子ども子育て支援室長 登壇）

- 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 議案第11号について補足説明をいたします。

来月4月1日の開園に向けて諸準備を進めているところでございます。本条例は、おおぎみこども園の開園に伴い関係条例を一括して一部改正及び廃止をするものでございます。

主な改正点は、「保育所」、「幼稚園」の名称を「こども園」へ改めることや開園に伴いこれまで設置していた関係条例を廃止するものであります。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、委員会で御説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第12号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）

の一部を次のように改正する。

附則第2条中、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(施行期日)

第3条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、詳しい内容につきましては、委員会のほうで説明をさせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第13号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について

令和元年7月16日締結した塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1、既契約金額 金1億9,690万円
- 2、増額 金2,363万9,000円
- 3、合計変更契約金額 金2億2,053万9,000円

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

浚渫工、土捨工、赤土等流出防止対策等の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、委員会のほうでも詳しく説明させたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第14号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議案第14号 財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

1、無償貸付をする財産 所在 大宜味村字田港1045番地1、建造物 鉄骨造スレート葺平家建、床面積 160㎡。

2、無償貸付の相手方 住所 大宜味村字田港1045番地1、団体の名称 大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合、代表者職氏名 会長 平良幸太郎。

3、無償貸付の条件 大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合に無償で貸し付ける建物は、事務所や農作業管理施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

4、無償貸付の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

提案理由

蕎麦の栽培をとおして本村の耕作放棄地対策や地域活性化に寄与している大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合に、無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（花田義徳産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） それでは補足説明をさせていただきます。

大宜味村蕎麦生産組合は、大宜味村地域耕作放棄地対策協議会をとおして、沖縄県農業協同組合が保有しているときから、無償貸付で事務所や農作業管理施設として使用しており、また、大宜味村地域耕作放棄地対策協議会が耕作放棄地対策のために、平成21年度事業で導入したコンバイン・電子冷却式蕎麦製粉機等で蕎麦の生産や蕎麦粉の製造が可能な機械を活用し、蕎麦の生産と蕎麦粉の製造を行っております。

また、蕎麦の栽培をとおして、本村の耕作放棄地対策による環境保全や持続的な地域農業の発展、さらには地域活性化に寄与しております。

現在、施設は大宜味村地域耕作放棄地対策協議会が事業で導入した蕎麦関係の機械を保管しており、その機械は法定耐用年数が経過しているため、今後、沖縄県と調整しながら、できれば今年度中に実際活用している大宜味村蕎麦生産組合へ無償譲渡を行う方向を調整しております。同時期に、今後も継続していくためには施設の無償貸付が必要と考えております。

詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）

令和元年度大宜味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,647万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,553万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)の概要を説明します。

今回の予算の補正は、2億8,647万4,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書、1ページをお開きください。

1款村税468万5,000円の増額ですが、主に村民税、固定資産税の増によるものです。

3款から8款の各交付金の増減ですが、県の見込み額通知によるものです。

12款分担金及び負担金307万8,000円の減額ですが、主に保育料の減によるものです。

次の予算書、2ページをお開きください。

14款国庫支出金2,600万5,000円の減額ですが、主に障がい者自立支援交付金、プレミアム付商品券事業補助金の減によるものです。

15款県支出金1億5,358万8,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金、沖縄振興公共投資交付金及び社会資本整備総合交付金の減によるものです。

16款財産収入933万9,000円の減額ですが、主に宅地分譲売払用地代の減によるものです。

17款繰入金5,510万円の増額ですが、主にむらづくり応援寄附金の増によるものです。

18款繰入金1,520万6,000円の減額ですが、財産形成基金取り崩し金の減によるものです。

20款諸収入375万6,000円の減額ですが、主に介護保険地域支援事業委託金の減によるものです。

予算書、3ページをお開きください。

21款村債1億3,290万円の減額ですが、主に過疎対策事業債の減によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。予算書、4ページをお開きください。

2款総務費1億929万3,000円の減額ですが、主に総務管理費単独事業委託料の減によるものです。

3款民生費6,002万5,000円の減額ですが、主に支援費1,646万2,000円の減、子ども子育て支援費1,865万3,000円の減によるものです。

4 款衛生費1,043万8,000円の減額ですが、主に保健衛生費899万4,000円の減によるものです。

6 款農林水産業費2,915万2,000円の減額ですが、主に農業費2,427万1,000円の減によるものです。

7 款商工費1,760万5,000円の減額ですが、主に商工業振興費1,717万1,000円の減によるものです。

予算書、5 ページをお開きください。

8 款土木費 1 億5,185万円の減額ですが、主に道路橋梁費 1 億4,406万2,000円の減によるものです。

10 款教育費1,216万円の増額ですが、主に小学校費及び中学校費の増によるものです。

11 款災害復旧費、土木施設災害復旧費101万円の減によるものです。

12 款公債費250万4,000円の減額ですが、利子の減によるものです。

13 款諸支出金4,658万9,000円の増額ですが、主に結い基金費によるものです。

予算書、6 ページ。

14 款予備費3,688万4,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

7 ページには繰越明許費、8 ページに地方債の補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長からそれぞれ説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）令和元年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,802万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,614万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で国庫支出金25万6,000円の増、県支出金4,585万8,000円の減、繰入金242万3,000円の減となっております。

歳出については、主に実績見込みによるもので、総務費11万3,000円の増、保険給付費4,500万円の減、保険事業費79万4,000円の減、予備費234万4,000円の減となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）令和元年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,366万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、委員会のほうで説明させていただきたいと思えます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第18号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）令和元年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,700万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳入で下水道使用料の59万円の減額、歳出で公共下水道一般管理費の役務費に16万6,000円の減額、委託料に9万4,000円の減額、予備費に25万3,000円の減額補正となっております。

詳しい内容につきましては、委員会のほうで説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）令和元年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,506万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で後期高齢者医療保険料92万7,000円の増、繰入金56万6,000円の増となっています。

歳出については後期高齢者医療広域連合納付金165万円の増、予備費15万7,000円の減となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第20号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算
令和2年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億2,531万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

予算総額は36億2,531万1,000円で、前年度予算額43億1,319万9,000円に対し、6億8,788万8,000円の減額で対前年度比15.9%の減となっております。

予算書の1ページをお開きください。歳入について説明します。

1款村税ですが、8億2,048万1,000円で、対前年度1,412万2,000円の減額となっております。要因としましては、主に国有資産等所在市町村交付金の減価償却に伴う減によるものとなっております。

6款法人事業税交付金66万1,000円ですが、こちらは新規の交付金となっております。

予算書、2ページです。

10款地方交付税ですが、10億4,900万円で、対前年度1億2,600万円の増額となっております。

12款分担金及び負担金ですが、10万9,000円で、対前年度1,267万6,000円の減額となっております。主に保育料の減によるものとなっております。

13款使用料及び手数料ですが、6,078万6,000円で、対前年度368万円の増額となっております。主に企業支援賃貸工場使用料及び認定こども園の使用料の増によるものとなっております。

14款国庫支出金ですが、2億1,076万8,000円で、対前年度2,083万6,000円の増額となっております。主に沖縄観光防災力強化支援事業補助金によるものとなっております。

15款県支出金ですが、5億9,007万7,000円で、対前年度4億3,311万3,000円の減額となっております。主に沖縄振興特別推進交付金、水産物供給基盤機能保全事業補助金によるものとなっております。

予算書、次のページお開きください。

16款財産収入ですが、2,967万2,000円で、対前年度300万3,000円の増額となっております。主に宅地造成分譲売払用地代によるものとなっております。

17款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として1億2,000万円を計上しております。

18款繰入金ですが、2億552万1,000円で、対前年度3,134万4,000円の減額となっております。主に財産形成基金繰入金の減によるものとなっております。

20款諸収入ですが、6,797万2,000円で、対前年度554万8,000円の減額となっております。主に地域振興事業助成金及びコミュニティ助成事業金の減によるものとなっております。

21款村債ですが、2億8,510万円で、対前年度3億8,080万円の減額となっております。主に過疎対策事業債の減によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明します。予算書、5ページお開きください。

2款総務費ですが、5億6,895万6,000円で、対前年度6,373万4,000円の減額となっております。主に超高速ブロードバンド負担金及び結の浜海浜整備基本計画策定業務の減によるものとなっております。

3款民生費ですが、5億8,157万4,000円で、対前年度7億3,608万6,000円の減額となっております。主に幼保連携型総合施設整備事業の減によるものとなっております。

4款衛生費ですが、2億8,044万円で、対前年度2,161万2,000円の減額となっております。主に後期高齢者医療広域連合負担金及び国頭地区行政事務組合負担金の減によるものとなっております。

6款農林水産業費ですが、2億1,083万6,000円で、対前年度1億5,109万円の減額となっております。主に水産物供給基盤機能保全事業の減によるものとなっております。

予算書、6ページです。

7款商工費ですが、1億9,988万4,000円で、対前年度3,512万円の増額となっております。主に喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業及び沖縄観光防災力強化支援事業の増によるものとなっております。

8款土木費ですが、4億5,661万6,000円で、対前年度1,578万4,000円の減額となっております。主に沖縄公共投資交付金事業の減によるものとなっております。

9款消防費ですが、1億4,335万5,000円で、対前年度1,097万3,000円の負担金の減額となっております。主に特別分の減によるものとなっております。

10款教育費ですが、4億1,002万7,000円で、対前年度1億4,660万4,000円の増額となっております。主に認定こども園費の増によるものとなっております。

予算書、次のページをお願いします。

12款公債費ですが、4億9,054万2,000円で、対前年度1億443万8,000円の増額となっております。主に過疎対策事業債によるものとなっております。

13款諸支出金ですが、2億427万円で、対前年度2,609万7,000円の増額となっております。主に結い基金費の増によるものとなっております。

14款予備費は1,351万6,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、8ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第2表地方債を記載しております。

また9ページから176ページに事項別明細書、177ページに地方債の現在高調書、178ページからは給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

令和2年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,912万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を説明します。

本会計における歳入歳出総額はそれぞれ4億7,912万2,000円で、対前年度2,084万8,000円、4.2%の減となっております。

それでは歳入から順に説明いたします。予算書、1ページお開きください。

1款国民健康保険税は5,757万3,000円で、対前年度416万4,000円の減となっております。

4款国庫支出金は、149万円で、ほぼ全増となっております。

5款県支出金は、3億6,586万3,000円で、対前年度1,125万9,000円の減となっております。

8款繰入金は、5,091万8,000円で、対前年度390万2,000円の減となっております。

9款繰越金は、300万円で、対前年度の2分の1となっております。

次に歳出について説明します。予算書、3ページお開きください。

1款総務費は、717万8,000円で、対前年度148万2,000円の増となっております。

2款保険給付費は、3億3,371万2,000円で、対前年度2,126万5,000円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1億2,176万2,000円で、対前年度434万1,000円の減となっております。

6款保健事業費は、1,215万1,000円で、対前年度305万7,000円の増となっております。

9款諸支出金は、30万7,000円で、対前年度5万円の増となっております。

10款予備費は、400万7,000円の計上となっております。

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
令和2年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,147万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億3,800万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は2億5,147万5,000円で、前年度予算額1億6,088万1,000円に対し、9,059万4,000円の増額で56.3%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書、1ページお開きください。

1 款使用料および手数料7,163万円で、147万円の減額となっております。

2 款国庫支出金9,200万円で、対前年度6,200万円の増額となっております。

6 款村債4,600万円で、対前年度3,100万円の増額となっております。

2 款、6 款とも事業の増によるものとなっております。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書、2ページお開きください。

1 款簡易水道総務費6,658万円で、対前年度246万8,000円の減額となっております。主に一般管理費

需用費の対前年度191万5,000円の減額となっております。

2款簡易水道事業費1億3,900万8,000円で、対前年度9,278万1,000円の増額となっております。主に工事請負費の対前年度9,251万4,000円の増額となっております。

3款公債費4,538万7,000円で、対前年度28万1,000円の増額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、15ページに地方債の現在高調書等を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 令和2年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,792万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要を説明します。

予算総額3,792万3,000円で、対前年度予算額3,680万4,000円に対し、111万9,000円の増額で3.0%の増となっております。

歳入について主な款で説明します。予算書、1ページお願いします。

1款使用料及び手数料453万7,000円で、対前年度11万5,000円の減額となっております。

3款繰入金3,238万2,000円で、対前年度123万4,000円の増額です。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明します。予算書、2ページお開きください。

1款公共下水道事業総務費2,866万6,000円で、対前年度103万円の増額で、主な要因としては、歳入の繰入金によるものとなっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

10ページに地方債の現在高調書を記載しておりますので、御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第24号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第26 議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
令和2年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,444万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明
します。

3,444万4,000円が歳入歳出予算の総額となっております。対前年度3.6%の増となっております。

歳入について説明します。予算書、1ページお開きください。

1款後期高齢者医療保険料は、1,878万2,000円で、対前年度86万5,000円の増となっております。

4款繰入金は、1,533万6,000円で、対前年度35万円の増額となっております。

次に歳出について説明します。予算書、2ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、3,388万3,000円で、対前年度125万円の増となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第25号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第27 議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 0戸
- (2) 年間総給水量 0 m³
- (3) 一日平均給水量 0 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 475万2,000円

第1項 営業収益 3,000円

第2項 営業外収益 474万7,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 332万2,000円

第1項 営業費用 321万8,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 5,000円

第1項 建設改良費 3,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、300万2,000円である。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、委員会のほうで担当課長から詳しく説明させます。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 12時になりましたけれども、継続してよろしいでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） それでは、そのまま続けます。

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第28 報告第3号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第3号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

どうぞよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第29 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月6日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、工事名が平成30年度大川川護岸改修工事、金額が276万4,300円で、防護柵工・付帯工等の増額変更です。

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付しておりますので、御参照願います。よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 0時05分）

令和2年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和2年3月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年3月11日 午前10時00分)

散 会 (令和2年3月11日 午後3時16分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

-
- 議長（平良嗣男） 同意第1号及び議案第24号において、村長から議案書正誤表がお手元に配りましたとおり提出されておりますので報告します。

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。

◇ 友 寄 景 善 議員

- 議長（平良嗣男） 大宜味村立認定こども園について。4番 友寄景善議員。
○ 4番（友寄景善） それでは、質問の前に一言申し上げたいことがあります。

今議会は、議長を含め、議員全員10名が質問しますが、件数も21件と前例のない多さであり、かなり長時間が予想されますので、簡潔に質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

では、質問に入らせていただきます。教育長にお伺いします。

昨年12月の定例会でも質問いたしましたので、再度お伺いします。

大宜味村立認定こども園は、令和2年4月1日に開園することになっており、待ったなしの状況下にあります。教育委員会におかれましては、その準備や新型コロナウイルスの関連業務等に追われ御多忙の最中にあると思っております。新規事業のため予測していなかったことや困難なことも多々あるかと思っております。職員一丸となって用意周到に準備を進め、新型コロナウイルスの状況を見きわめながら、早期かつ万全な体制で園児を迎え入れてほしいと強く願っているところでです。

以下の2点についてお伺いします。

1点目は、定員は120人ですが、その募集状況と開園時の入園予定者はどうなっていますか。

2点目は、昨年12月議会で保育士は追加で最低6名が必要で、10月に保育士を募集したが、残念ながら応募はなかったと答弁していますが、その後どうなりましたか。ほかに、まだ確保の見通しの立っていない職種職員はいませんか。

以上、お伺いします。

- 議長（平良嗣男） 教育長。
（米須邦雄教育長 登壇）

- 教育長（米須邦雄） 友寄景善議員の質問にお答えします。

まず、1点目の募集状況と入園予定者でございますが、募集期間は昨年12月2日から27日まで行いました。その結果、今現在のところ入園予定者は94名となっております。

それから2点目の保育士、これは4月以降は保育教員になりますが、その保育士の採用状況、また採用の見通しの立っていない職種はないかとのことですが、現在のところ保育士に関しては2名の確保は

できましたが、依然足りていない状況にあります。またほかに確保できていない職種は看護師、調理員でございます。現在、その確保に向けては連日働きかけておりますが、これからも開園に向けて残された期間、人員確保に向けて努力をまいります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 120名の定員のところですが、94名の応募があったということと、保育士2名の確保はしたと。これから調理員、看護師等に向けても採用に向けて頑張っていくという話でありました。開園に向けての準備が進んでいることに対しては一安心するとともに、今日までの御苦勞、察し申し上げます。引き続き気を引き締めて、120名の定員いっぱいの受け入れができるように取り組んでいただきたいと思います。

子供は村の宝、国の宝です。かけがえのない人材です。これから開園する大宜味こども園において、充実した保育及び教育を施し、未来を担う園児がすくすくと成長されることを望み質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大宜味村立認定こども園についての質問を終わります。

次に「人材育成」と「人財育成」について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

大宜味村第5次総合計画の中、14ページにおいて、未来を担う人財の育成「人材を以って資源と為す」と、重点施策のトップに位置付けられている。当該ページの中に、人材の文言が7カ所、人財が3カ所使用されている。現村勢要覧の中においても同じように使われている。「人材を以って資源と為す」は、本村においてひときわ輝きを放ち、内外に誇れる至宝であり、村是としても位置付けられている。本村にとって最も大切な言葉の一つであり、未来永劫にしっかりと正しく伝えていかなければなりません。

何故第5次総合計画及び村勢要覧の中で、人材と人財を使い分けて使用しているのか、その意図するところは何なのか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） おはようございます。お答えいたします。

未来を担う人財の育成、人材を以って資源と為すの「ジンザイ」の表現について、木への「材」を財産の「財」であらわさせていただきました。木への人材は才能があり、役に立つ人物すなわち社会に貢献する個人のことと辞書にあります。

議員質問の人財の財につきましては、財産という意味があり、また財（たから）としての意味を持たせております。人を財産として、さまざまな分野で活躍できる「財（たから）」として考えたものです。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長の今度の施政方針の中、2ページにも「人材の育成に取り組んでまいります。」と、この「人材」が使用されております。また2年度一般会計予算説明資料8ページにも、この「人材」を使って人材育成事業とあります。

人の財（たから）の人財、この人財は辞書にはない当て字なんです。この言葉は、主に企業や会社等においてすぐにでも役立つ、いわば完成した、でき上がった即戦力になれる人のことを指しているのだと思います。企業や会社等において、この人財を使用して、人財の確保とか人財の活用というふうに使われるならば理解できます。この人材の意味は、これから育てていくという意味合いが大きく、たからの財を使用した人財とはニュアンスが違います。

人材を以って資源と為すは、明治37年（1904年）、今から116年前に塩屋から大宜味へ移転した当時の初代校長親泊朝擢先生が学校教育の場で提唱した至言であります。その意味するところをしっかりと受けとめ理解し、そして正しく伝え、活かしていくべきです。後世の人間が拡大解釈して人材本来の意味を歪めてはなりません。親泊校長も天国から嘆き心配しているのではないかと思います。混乱を招くような人の財（たから）、この人財の文言は使用せず、元祖である材料の「材」、この人材の文言に統一して使用すべきであると思います。

令和2年度の各課主要施策17ページに村勢要覧一部改訂版発行業務3,000部発行とあります。この機会にぜひ、この人材に統一して発行すべきであることを要望して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で「人材育成」と「人財育成」についての質問を終わります。

次に返済不要の給付型奨学金制度の創設について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 教育長にお伺いします。

経済的理由で大宜味村育英会の育英資金を利用して、大学や短期大学等で学業を修め、卒業後は各界、各地域で活躍されている方は大勢います。大宜味村育英資金が人材育成を後押ししてきた功績は大きなものがあると皆が認めるところです。この制度は貸与型の育英資金で、利子はかかりませんが、後年貸付金の全額を返済しなければならない制度です。

過疎化や少子化の影響で、村内における生徒は大幅に減少し、また、子育てや教育環境等も大きく変化してきました。育英資金も適宜適切な運用管理を図る時期に来ているのではないかと思います。村是となっております「人材を以って資源と為す」を推し進めるための一方策として、返済不要の給付型奨学金制度を創設すべき時期にあると思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。過疎化や少子化の影響で村内における生徒数は減少傾向にあります。教育環境も変化をしてくれております。議員御指摘の育英資金も適宜適切な運用管理を図る時期に来ているのではないかとのことですが、現在、育英会では9名の学生が利用しており、月額3万円の貸し付けを行っているところであります。また、昨年から入学準備金として30万円も貸与を行っております。育英会については、引き続き事業を継続してまいりたいと思います。

また、返済不要の給付型奨学金制度を創設すべきとのことですが、その必要性については十分理解をしているつもりでございます。ですが、現在のところ育英資金での創設は難しいのかなと考えております。しかしながら、これは例えばですが、学校を卒業した後、5年間ぐらい大宜味村で生活していてという根拠があれば、その後の返済は免除するとか、そういう感じの、後年の、後付けですが、後年の返済免除という仕組みづくりは可能なのかなということで、今後、そういう面では検討させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 給付型の奨学金制度は現段階で難しいというふうに、私は今、理解しましたが、子供は日々成長し、進化し続けています。親や社会の都合では待つはくれません。後戻りもできません。適宜、適切に学びやすい環境を準備するのは社会の努めだと思います。保護者の負担を軽減し、学業に専念しやすいよう留保している育英資金をはじめ、人材育成基金やふるさと納税を活用するなどして、返済不要の給付型奨学金制度を早期に創設し、人材に資するべきだと要望して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で友寄景善議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に空き家活用対策・結の浜アパート入居について。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。質問させていただきます。

空き家活用対策・結の浜アパート入居について。

近年、村内に移住したい人が増えています。しかし、空き家はあるが貸してもらえないのが現状です。また、土地を購入した人がその土地は農地であり、建物はあるが管理小屋で住民票が移せない。いい方法はないのか。

村政策課題として人口増を目標にしていると思います。そこで結の浜に民間アパートが増築されました。村職員が地元で住居が構えられず村外から通勤されていると聞いていますが、それなりの事情もあると思いますが入居されているのか。

次の点についてお伺いいたします。

- 1、空き家活用対策の進捗状況は。
- 2、職員の入居状況を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の空き家活用対策につきましては、平成28年度より協議会設置に向けて活用方法についての制度の勉強会、またはガイドラインとなるものを作成しながら取り組んでまいりました。

また、空き家改修補助金も創設し、運用してまいりました。補助金活用につきましても移住希望で申請したい方はいるものの、空き家を貸してもらえない状況があります。

次年度、協議会設置と再度空き家の情報を整理することなど、担当課において重点的に取り組んでまいります。

2つ目の職員の入居状況につきましては、現在職員で住居手当を支給しているのが33人となっております。内訳といたしましては、津波の民間アパートに6人、結の浜の2棟のアパートに15人、村営団地に3人、村外に9人となっております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 先ほど村長も言われましたけれども、村長の施政方針の中でも、村内に存在する空き家を活用、利用するというので、今村長からも答弁がありました。土地を購入した、入れないという人は、これは江洲区なんです。買った人は農地とかそういうものを知らなくて買ったと思うんですけども、そういうことがあって来たら住民票が移せない。自分も空き家活用については、微力ながら努力をしているつもりではあります。そういう人がいましたので、ちょっとした助言はやりました。じゃあ、住所が移せなければまず団地に入るなり、一応、そういう子供たちがいるということでしたので、そうしてもどうですかということを行いましたけれども、何か入る人は最初からそこに住みたいんだということを希望持っていたそうです。そして区長のほうが農業委員会に掛け合って、どうしたほうがいいのか、いろいろ聞いてはいますけれども、法律上は農地には住所は移せないというのがあるということを知っています。それでも村長が言われております人口増についてですので、ぜひともそ

ういう実現する方法をとっていただきたいと思います。

2番目の職員の入居状況は、今、村長からお聞きしたけれども、結局15名は該当する人がいるということですので、ぜひ、最初から、村内から通っている人はそういうことはないと思うんですけども、住居手当もアパートを借りたら出ているということを知っていますので、ぜひ空いているアパートも、せっかくなつくっているわけですので、ぜひそこに入居していただきたいと思っています。その件についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 農地のほうにある管理小屋の件について私のほうから説明します。

管理小屋であっても住居要件というか、トイレとかお風呂、キッチンとか、そういったものがあって住める状態であれば住民票上は置くことはできます。ただし、農振地域だとかそういうところに入っている場合はそちらのほうでの違反という形になるとは思いますが、そちらはまた産業振興課側での手続等が必要になってくるかと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 結の浜の空いているアパートにつきましては、去年から村外から通われる、村外で住居手当を受給している職員に関しては申請書を提出していただいて、それぞれの事情を村長のほうに提出していただいて、やはり家庭の事情等、それぞれ個々に事情がございます。しかしながら、村長のほうとしてもぜひ村内のアパートに移ってほしいというのは日々努力しておりますので、今後ともそのことを続けてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） アパートの件については理解を得ましたけれども、空き家対策のほうは、村長から概要が出ておりましたけれども、じゃあ、今、ちょっと含めてですけども、空き家対策、農地の件は実際農業委員会へ行ったらそこまではちょっと知らないということをおっしゃったので、その点についてもぜひ、お互い村民が多くなるということをおっしゃって、最大限の努力をしていただきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次にインフルエンザ予防接種費用助成の拡大は可能か。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 大宜味村季節性インフルエンザ予防接種費用助成について2点伺います。

1点目は、生後6カ月から15歳までを対象に行っており、助成金額が小学生の場合は2回接種のため3,000円、中学生が2,000円となっているが、まだまだ負担が大きく、特に子供の多い家庭では負担が多いため予防接種を受けることができないとよく聞きます。今シーズンの予防接種の状況はどうなっているのか伺います。

2点目に、助成金交付申請書を出さずに、医療機関の窓口で自己負担金だけを支払うような仕組みはできないのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目については、3月6日時点で、予防接種費助成を行った方は25名となっています。

2点目については、本村の予防接種費助成の方法は、接種費用を医療機関で一度支払い、その後、窓口での申請を経て、振込償還払いとなっていますが、議員から質問のあった自己負担金だけを支払う現物給付については、医療機関を限定した方法であれば近隣市町村でも行っておりますので、要綱の見直しを行い、医療機関との契約を交わせれば可能かと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

2点目については、早急に取り組んでいただきたいと思います。

今シーズン、沖縄県内でインフルエンザに感染した年齢別インフルエンザ報告数の累計というのがあるんですけども、ゼロ歳から14歳までの感染者数が全年齢の63%を占めており、詳細はゼロ歳が2%、1歳から4歳が17%、5歳から9歳が20%、10歳から14歳が14%となっております。例えば子供がインフルエンザに感染すると、親は1週間近く仕事を休んで看病しなくてははいけません。最悪の場合、家庭内での感染で親がインフルエンザに感染してしまうと、さらに1週間近く仕事を休まなければならず生活が困窮してしまいます。ちなみに、看病に当たる親の年齢層の20代から40代の感染者数は全体の27%になっておりました。

ゼロ歳から14歳までの感染者数を減らすことで、家庭内での感染を減らし、結果的に全体の感染者数を減らすことにならないでしょうか。また、年齢別入院患者報告数では80代以上が最も多いですが、70代に次いで1歳から4歳の子供たちが3番目に多くなっております。予防接種をしていれば、発症した場合でも肺炎や脳症など、重症化を予防し、入院費や医療費抑制にもなり、貧困対策にもなると思うので、自己負担金1,000円程度にし、多くの子供たちが予防接種を受けられるようにできないか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員の質問にお答えいたします。

予防接種の助成費用の増額の必要というお話だと思うんですが、近隣市町村、国頭村、東村においては今議員御指摘の金額、自己負担1,000円という形で実際やっております。ただし、この2村については特定防衛施設の周辺整備交付金といたしまして、基地関係の交付金を活用してやっているというところが現状であります。うちのほうも、この金額について考える必要はあるとは思いますが、財源的なこともあるため、今後、また必要性を踏まえて考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 大宜味診療所と連携しながら、村は助成金を増やして、また診療所側には予防接種代を少し安くしていただくとか、そういうことで自己負担金を軽減することはできないのかなと思っています。それで診療所の金城先生とも話をしましたが、役場のほうから相談に来たら協力してもいいですよと言っておりましたので、ぜひ調整していただけないでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。

財源が非常に厳しい状況の中で助成をもっと増額するというのは非常に厳しい状況であります。今、議員から提案のあった診療所との調整をして、何とか負担を軽減できるような仕組みを相談してみたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上でインフルエンザ予防接種費用助成の拡大は可能かの質問を終わります。

次に大宜味村放課後児童クラブ施設周辺整備状況は。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) 大宜味村放課後児童クラブ施設周辺整備状況について伺います。

施設周辺で子供たちが遊ぶには、まだ整備が足りないように思いますが、登所した子供たちは室内で過ごすことを想定しているのか。また、今後整備の予定はあるのか伺います。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) お答えします。

登所した子供たちは室内で過ごすことを想定しているのかとのことですが、室内で過ごすこともあるでしょうし、屋外でも、どちらの活動もあるかと思われま。

周辺整備が足りていないのではないかとということですが、議員御指摘のとおり、周辺整備はまだ十分にできていない状況にあります。その要因といたしましては、建築費が大きく膨らみ外構工事ができていない状況にあります。開所まであとわずかとなりましたが、その辺はできる限り改善していくように努力してまいります。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) 現在の施設の周辺では、なかなか遊ぶことはちょっと厳しいのかなと思っております。スクールバスが通るような場所ですので、子供の飛び出しなどを考えると、その辺は早急に対応していただきたいと思ひます。

それで周辺設備がちゃんと整うまで室内で過ごすことが多分多くなってくると思ひます。それで室内の空気清浄機、あとクーラーなどの空調設備も必要かと思ひます。大宜味村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例というのがありまして、その中の9条に、放課後児童健全育成事業所には遊び及び生活の場として機能及び静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなくてはならないというのがあります。9条の4にも、専用区画等には衛生及び安全が確保されたものでなければならないというのがあります。それで子供たちの体調管理、新型コロナ対策、熱中症対策のために予算も厳しい中とは思ひますが、親御さんが安心して放課後児童クラブに子供を預けることができるように予算をつくっていただけないでしょうか。財務課長お願いします。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長(宮城 豊) 議員の質問にお答えします。

先ほど来、教育長が答弁したように、外構工事のほうが非常にできていないような環境でございます。開所まで残りわずかですけれども、砂を入れて整備したり、あと先ほど議員から指摘があったスクールバスとの境界のところでの安全対策等に関しては、簡易的なバリケードではあるんですけども、設置をしてみたいと思ひます。

また、その後に関しては、やはり児童クラブの安全担保のために周辺の柵であったり、その辺はまた引き継いで、次、村長部局のほうに行く予定になっておりますので、その辺の引き継ぎはちゃんと行っていきたいと思ひております。

議員のおっしゃっている第9条、大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、第9条のことをおっしゃっているんですが、この設備の基準、第9条は議員の、お持ちだと思いますけれども、一番最初の前段の部分の放課後児童健全育成事業所にはと書いておりま

すので、事業所というのは、運営する人のことを指しています。ですから、今度指定管理者を受ける事業所はそこを備えなければいけませんよということで解釈願いたいと思います。これを全て行政のほうで、全て整えて行いますよとなりますと、例えば大きな市ですと、幾つも放課後児童クラブというのがあります。その中で必要な備品とか設備を整えると莫大なお金になってしまいます。しかしながら、議員が心配しているのは、今のコロナ対策とか、夏になるとクーラーも入っていない状況でどうなるのかということで非常に懸念されていると思いますので、厚労省とか県のほうでの事業がありまして、放課後健全育成事業のその中身で、放課後児童クラブ環境改善事業というのがありまして、それは今度指定管理者を受ける管理者もそれを存じ上げていると思うんですが、一度はその事業で、その額を受け取っています。ですけれども、それがまた2回目、新規に移るからその事業が該当するかどうかというのはちょっと確かではありませんけれども、きょうも県のほうに問い合わせ、その設備関係について、またそれが可能かどうか、今問い合わせている最中ですので、その辺も含めて努力して、議員がおっしゃるような方向性に行ければいいかなと考えていますので、御理解願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

今、新型コロナの件で、学童も休校の間、子供たちを受け入れたりして、ちょっと負担も大きいところがあるようですので、その辺ももっと学童の負担軽減にもなれるように頑張っていたきたいと思います。

それで新しい施設を今つくっているのも、やっぱり子供たちが安心、安全で快適に遊び、学び過ごせるような施設であってほしいと思っております。保護者のほうから、旧大宜味小学校の場所がまだ整備も、施設もいいんじゃないかとありますので、そういうことにならないように、せっかくなつくっている場所ですので、いい施設であってほしいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に学校スクールバスの車庫設置等について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） おはようございます。教育長にお伺いしたいと思います。

学校スクールバスの車庫設置等について。

大宜味小中学校は海岸に接し、台風や強風などの影響で日常的に塩害の影響を受ける環境にありますが、スクールバスは屋外に野ざらし状態で駐車しているため、塩害による錆の腐食が早く、さらに波しぶきをかぶっても洗浄する設備が不備な状況であります。

バス専用の車庫に駐車することで15年から20年もの寿命を延ばすことが期待できます。

また、現在、送迎にも使用している部育成会のバスは、内外装の腐食が激しく使用限界状況にあると思われるのですが、購入計画はあるのか。教育長の所見を伺います。

1、バス専用車庫について。

2、洗浄設備の整備について。

3、部育成会バス購入計画について、お伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず1点目のバスの専用車庫についてですが、現在、おっしゃるとおりバスの駐車箇所につきましては正面駐車スペースに設けており、車庫等の整備が難しい位置となっております。車庫の整備につきまして必要性は感じておりますので、学校敷地内で再度整備計画を行う必要があります。なお、それにつきましては財源が伴いますので、財政側とも十分調整をして検討してまいりたいと思います。

2点目の洗浄設備の整備については、早急に洗浄機を購入したいと考えております。

それから3点目の、現在の部育成バスの購入計画についてですが、バスの購入については優先順位がありまして、現在、大型バスも老朽化が激しいことから、令和2年度には大型バスの購入計画をしており、現在の部育成バスのかわりのスクールバスの購入につきましては今後、国庫補助事業を活用して令和3年度以降の購入を目指して調整を図っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 前向きな計画があるということでありありがとうございます。

私もときたまバスの運転をしていてよく内容がわかっているためにこういう質問をしましたが、高額なバスを厳しい財政の中で買いかえるというのは大変厳しい状況であるというのを私もよく知っていますが、できるだけ長く使用してもらえるように、すぐできるのは高圧洗浄とかで波しぶきをかぶって洗うにも、水道のそういう洗浄設備がすぐ整っている状況にないために、ほかの運転手にも聞いたところ錆がよく出るんだということで、維持管理が大変だということを知っております。我々、役場にありまます公用車も含めてですが、大事な公有財産でありますので、寿命を1年でも長く延ばせるように、ぜひとも環境整備、厳しい財政であります、車庫など、長期の計画で建てていっていただきたいと思っております。

以上をもって、このスクールバスについては質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で学校スクールバスの車庫設置等についての質問を終わります。

次に大宜味村下水道について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 大宜味村の公共下水道整備は、結の浜地区のみであるが、下水道は、私たちの生活を支える大切なライフラインで、安心・安全で快適な生活環境をつくる村民の大切な共有財産です。下水道はなんでも流せるというのではなく、下水管が詰まってしまうと、マンホールから汚水が溢れる可能性があり、また、下水処理水の質が悪化すると、そのきれいな水になるまで多くの費用と時間がかかると思います。結の浜地区で下水管の詰まりなどの問題発生はないか。また、下水道の正しい使い方の周知徹底を行っているか。

その他の集落では単独処理浄化槽と合併処理浄化槽及びくみ取り便所などが主である。

合併処理浄化槽は、トイレ、台所、洗面所、お風呂場などの家の生活排水全てを処理する浄化槽ですが、単独処理浄化槽は、トイレのし尿のみを処理する浄化槽で、単独浄化槽とくみ取り便所は台所や洗面所、お風呂場などの生活排水は、そのまま流され、川や海などの水質汚濁の原因は家庭からの生活排水と言われております。

さらに、河口閉塞などが原因で水質汚濁により悪臭が発生するなど生活環境改善を図る必要があり、現在世界自然遺産登録を目指しているなか、下水道整備事業計画を推進していく必要があると考える。

1. 結の浜地区の下水道について。下水道に流していけないものの指導等を行っているか。配管の詰まりなどで費用のかかる修理を行ったことがあるか。

2. 大宜味村の下水道整備事業計画の推進について、村長の所見を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1 点目の結の浜地区の下水道について。各世帯に対して年に1回から2回、役場からのお知らせを配付して協力をお願いしているところであります。また配管の詰まり等で費用のかかる修理につきましては、平成22年度供用開始後、浄化センター施設内の機能向上を目的に修理や腐食などによる浄化センター内の配管設備の修繕を初め、ろ過装置の膜の追加や膜洗浄など、維持管理関係の修理を行っております。

2 点目の大宜味村の下水道整備事業計画の推進ですが、現在のところ結の浜限定での下水道整備で各集落を結んでの下水道計画はありません。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 汚水用の下水道は、川や海の環境改善のために処理するのが目的で、川や海の汚れのおよそ半分は生活排水によるものです。下水道は私たちが使った水をきれいにして、再び自然に帰し、川や海をよみがえらせるための大切な施設であります。家庭などから排水される汚水を下水処理場で洗浄して放流することで、河川や海などの水質の保全を図ります。

農林水産省の農業農村整備事業の中に、農業集落排水処理施設補助事業というのがあります。その排水施設とは、農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として、農林水産省の補助事業により整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能を持つ施設です。小規模集落、我々大宜味村みたいな17字のこの広がった集落の農村の下水道であり、農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水、汚泥、または雨水を処理する施設の整備を行うことにより、公共水域の水質汚濁防止や、悪臭の防止や蚊などの発生を抑えるなど、生活環境の改善にもつながります。公共下水道が大規模な処理場で集中して汚水処理を行うのに対し、農業集落排水は数集落ごとに小規模な処理場を置き、分散して汚水の洗浄を行うことができます。

村長の施政方針の中で、安全、安心な住みよい村づくりで、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上を目的に引き続き大川川河川整備を行うとあります。さらに、合併浄化槽への移行を促進していきたいとありますので、ぜひ国、県の補助事業を受けて、地域に合った下水処理事業の推進をですね、今後長期に、お金もかかることでありますが、長期に計画されて、我々自然のきれいな、たくさんの川がありますが、山だけじゃなく、川もきれいだということで長期的な計画を図っていただきたいと思います。村長、何かありますか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 大城議員御指摘の件、ちょっと説明しながら回答していきたいと思っております。

本村の財政事情から考えますと、農業集落排水、今後、短く農集排と言いますが、農業集落排水事業、それについては浄化槽設置事業、先ほど言っていた合併浄化槽とかそういう事業のことでありますが、それに変更して、まだ我々村としては建設費や維持管理費を抑えなければならないと考えております。實際上、農集排の建設費、それに対して浄化槽設置整備事業、この事業費を比較してみますと約8分の1程度の事業費が抑えられると。かなりの事業効果というか、金額の差があるわけです。また浄化槽を

設置するに当たっては、もちろん個人設置なので維持管理費は個人のほうで負担します。また、現在、相当数の合併浄化槽を設置されている住宅もございます。その中で農集排、先ほどの農業集落排水事業を行った場合にすぐに接続してもらえるのはちょっと困難なのかなという部分もございます。財政難から考えると、農集排の初期投資がかなり高額になることから、今は先ほど話をされていた合併浄化槽での対応をしていきたいと考えているところです。一番のベストは、今、合併浄化槽をさらに普及をお願いしてやっていくのがベストではないかと考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） この私の家も古いものですから、単独浄化槽でこれを合併に変えるとなると、かなり高額な予算もかかるものですから、くみ取りも多分まだ大宜味村にあると思いますが、これについては、変える前に補助とか、合併にすれば家庭排水全て処理できるわけですから、私としても目の前に川があって非常に気にはしているんですよ。その辺、補助として各家庭に対しての補助も可能なのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 合併浄化槽についての補助金はございます。当初予算にもものっておりますので、また予算委員会のほうでも説明していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 世界自然遺産登録に向けて。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 世界自然遺産登録について伺います。

世界自然遺産登録をするには、私は大賛成であります。北部訓練場跡に蝶の研究家宮城秋乃さんが銃弾2,000発超遺棄されているのを見つけ、鉄板ライナープレートが地面に突き刺さっているのがあり、跡地内では道路や山肌が崩落寸前で埋められた土のうやロープがむき出し、英語の表記がある野戦食の袋が散乱しているのを見つけました。これが散乱した銃弾を拾ったものが、秋乃さんの写真に載っておりますけれども、このようにして、これが2月18日のことですが、散乱したのを集めています。後でござんください。このような状況では、世界自然遺産登録への影響は避けられないと思います。この状況から村長はどう考えますか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

世界自然遺産登録に向けては、今後も環境省の指導のもと、沖縄県、やんばる3村で連携し、取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 北部訓練場の過半返還地は2016年12月の返還後、汚染物質など、支障除去が完了したとして2017年12月地権者に引き渡されました。でも大半は国有地です。防衛省沖縄防衛局は植生回復調査業務と称して、落札価格1億6,720万円で撤去を業務委託しました。期限は3月末です。

しかし、赤旗記者が2月18日に確認したところ、鉄板は手つかずの状態、北部訓練場跡地には火薬が詰まった大量の銃弾が放置されているのです。返還地をきれいにしよう、国頭村、大宜味村、東村の

3村長が連携して国に要望する考えはありますか。再度、聞きます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大山議員の質問、もう本当に申しわけないんですけども、国頭村のほうの事案について、私が答弁するということにはちょっと控えさせていただきたいと思っております。国頭村としては、防衛省関係に要請をしていくという、きょうの新聞でしたか、ちょっと記事がありましたけれども、そういうふうな方針をとっているようであります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） きょうのタイムスに国頭村長に当選した知花 靖さんのコメントにも、北部訓練場返還地について、返還地から見つかる藁きょうなどについては関係機関に再度除去をお願いする。誤って返還地へ米軍ヘリが着陸することがないように要請するときょうの新聞で言っていました。2020年予定の世界自然遺産登録が確実にできるよう、植生回復を早目に実行してほしいと思います。そのためにも3村の村長の連携がすごく必要だと思います。早目に行動を起こしてください。

以上で質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で世界自然遺産登録に向けての質問を終わります。

次に新型コロナウイルス対応について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 政府は、全国公立学校に臨時休校を要請し、県内でも34市町村が休校となり、大宜味村は3月2日午後から18日まで休校となっていました。我が村で倦怠感や熱、咳があった場合、誰に聞くのか。診療所の機能はどうなっているのかを村民に事前に知らせることができればよいと思いますが、村としての考えはどうなっているのか伺います。

大宜味村の小中学校では、2日の午後から18日まで休校となっていました。16日から登校するよう変更になっています。その子供たちが家や地域で過ごす際の対応はどうなっているのかも教育長に伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

倦怠感や熱、咳があった場合の問い合わせ先については、37.5度C以上の発熱や咳が続く場合は北部保健所に電話連絡するよう、広報紙3月号及び2月27日付で村ホームページへ掲載し、周知しております。また、診療所に関しては、現在のところ通常どおりの診療を行っておりますが、今後、状況により診療体制に変更等がある場合は、防災無線等で連絡するなど、検討していきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

現在、村内の小学校、中学校では3月2日の午後から18日まで休校としております。なお、その間の卒業式の準備等で数日間の臨時の出校日を設けております。議員質問の休校の際の対応でございますが、基本的には家庭での対応をお願いしております。なお、現在まで学校や教育委員会に対しての、保護者からの要望等は特に今のところございません。

また、放課後児童クラブや図書室は通常どおり開所をしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番(大山美佐子) 村民の高齢者は少し心配したら、役場福祉課とか北部保健所だとかに知られたら、福祉課だよと知られたら安心だと思います。広報おおぎみ3月号にも記載はあってとってもよかったですと思いました。先ほどの村長の答弁でも、やっぱり変化があるときは村内防災無線で流すというのともよかったですと思います。また子供たちが安全に過ごせるように、教育委員会や学校としても指導はしていると思いますが、事故や事件がないよう、地域でも心配りが大変必要だと思います。村長、教育長、前向きの答弁をありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長(平良嗣男) やんばるの森ビジターセンターの今後の活用について。1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 質問の前にきょうは、くしくも3月11日で東日本大震災からちょうど9年目に当たる日ではありますが、いまだに行方不明者も多数いるということでもあります。御冥福をお祈りしたいと思います。

では、御質問いたします。やんばるの森ビジターセンターの今後の活用について。

令和2年2月22日にグランドオープンしたやんばるの森ビジターセンターは、平成28年9月に、北部地域がやんばる国立公園に指定され、さらに世界自然遺産登録に向けた取り組みが進められるなど、やんばるの観光は大きな転換期を迎え、やんばる3村の玄関口に位置する本村に、やんばるの自然、文化の魅力を発信する案内所や特産品の展示・販売、飲食技能を備えた観光拠点施設、観光客の周遊・滞在・消費を促進するために整備されました。

本施設は、これからの大宜味村の発展と北部地域及び沖縄県の観光振興に寄与することを期待し、やんばるの森を紹介する情報発信施設や地元の食材を生かした新たな観光拠点としてスタートしたが、下記のことについてお伺いいたします。

まず1つ目に、やんばる・大宜味村の情報発信施設としてFMのサテライトスタジオ開設の考えはあるのか。

2番目に、ビジターセンターとマッチアップした、このマッチアップというのはスポーツ関係でよく使う言葉ですが、こちらでは組み合わせとか融合するというふうに捉えてください。マッチアップした塩屋湾の遊歩道の整備計画はどう思うか。

3番目に、大宜味村への観光客の周遊・滞在・消費の具体策はあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

1つ目のサテライトスタジオの開設につきましては、開設費用、運営費用も発生するものですので、現時点では考えておりません。今後、指定管理者、観光協会でのビジターセンターの運用、経営状況により可能性はあるかとも思います。

2つ目の塩屋湾の遊歩道の整備計画でございますが、遊歩道のみならず自転車道なども含めて、ビジターセンターとの連携が図れるよう検討を進めております。国、県の関係機関にも要請を行うなど取り組んでおり、今後は、塩屋湾周遊整備計画として位置づけ、沖縄振興特別推進交付金等の補助メニュー

を活用しながら取り組んでまいります。

3つ目の観光客の周遊・滞在・消費の具体策としましては、ビジターセンター指定管理者は観光協会理事にもなっておりますので、観光協会との連携もしながらサイクルツーリズムを計画し、塩屋湾や海域を利用したブルーツーリズムの展開を検討しており、その際には関係団体等との調整、連携をすることでより効果的な展開となるよう助言させていただきました。滞在につきましては、今後、ホテルの進出も予定されていることと、村内の宿泊可能な施設の情報を共有し、ツアー、ツーリズムの来訪者に対し滞在を促進し、消費につながる仕組みができるよう連携を密にし、取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 1番目のサテライトスタジオですけれども、これは予算の関係上、設備費用というふうにありましたが、なぜこれは、例えばサテライトスタジオを設置するには、これは最初から申請して許可をもらうんじゃないかと、いろいろFMもとぶからの時間単位で借りることもできるということもありますので、1時間何万円かで。ただ設置するのは、場所と、この放送を行う設備、機材、こういったものがありますので、その辺は今後、この観光を発展させるためにもいろいろな情報提供を村民、県民あるいはまた全国に発信するためにも、こういったピーアール活動も大変必要じゃないかと思しますので、ぜひ今後このサテライトスタジオについての取り組みをお願いしたいと思います。

あと2番目の塩屋湾の遊歩道は、今村長からもありましたとおり、ビジターセンターにもレンタサイクルという項目があるので、このサイクリングロードを考えた場合には今の9号線を通って、トンネルを通っていくよりは、遊歩道を整備した場合には大変、例えば観光客に対してもいい景色を見ることが大変印象に残るといえることが出てくると思っていますので、ぜひこの遊歩道については、何カ年前から村長も話をしながら、いろいろ県にも調整しているんですが、なかなか進まないものですから、ぜひ実現に向けてやってもらいたいと思います。またこれができた後には、塩屋湾の一周トリムマラソンも、この湾内を通ることになれば、大変いい景色を眺めながらのマラソン大会になることと思うし、また7月中に行われているキャンドルナイトの祭りも、本当に塩屋湾に映えるろうそくの火が、また一段とさえて、観光客にも大変感動を与えられるような印象にあると思っておりますので、これはぜひ実現に向けていけたらと思っております。

あと観光客の周遊と滞在、消費の具体策ですけれども、これは沖縄も観光客が1,000万人も前年度は超えたということでもあります。そこから大体海洋博、北部に来るのが大体600万人から700万人はいると推定されております。そこからどういうふうに、こういうお互い大宜味村は通過だけじゃなくて、滞在させて、宿泊は今ホテルの計画もあると言っているんですが、できればホテルもあれば、こちらに泊まってもらえれば一番のメリットはたくさん出てくると思っています。この集客のあれですが、今までもいろんな観光のピーアールということはやられております。これはお客さんをこちらからいって、大宜味にいらっしやい、いらっしやいということをやっているのが集客です。お客さんを集めていくようにするのか。そこで誘客という言葉があるんですが、この誘客というのはみずから、例えばビジターセンターだったら、大宜味のビジターセンターにはあんないいものがあるよという、この本人から、観光客みずからがあそこに行こうという、そういうものができるのかできないかでして、この誘客を重点に、今から観光に取り組むあれをですね、この観光協会もできているし、いかにしてこの誘客をするには、この大宜味に、あるいはビジターセンターにぜひ行ってみたい。食べてみたいというものをつくるのが一番大切なことだと思うんですが、その辺はどう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 大城佐一議員の質問にお答えします。

まず1つ目のサテライトスタジオの件でございます。こちらについてはほかの市町村でも行っている部分もあって、いろいろ情報は以前から調査をさせていただいておりました。しかし、開設をしようとするに当たってはかなりの費用がかかっているということを伺っていて、開設するだけではなくてそのパーソナリティとか、そういった方々への費用負担とかいろいろかかってくるというところで、現状としては行政側がまず手をかけるということは考えていないと。今後の運用の中では、もしかしらいい状況があって、経営経費等が賄える状況まで指定管理者のほうで賄えるのであればやってもらいたいということは話が進んでいくかなと思います。

あと2つ目のほうの遊歩道とかの整備計画ですが、これはビジターセンターを計画する前から話が動いていて、村長の大きな政策課題の中でもありました。県、国のほうにも要望をしながら、県道9号線、国道331号というところでこの管理が国、県にまたがっていますので、どのような形で整備できるかということも調整させていただきながら、現在、いろんな事業が動きながら優先順位ということで具体的には動いておりませんが、今年度からプロジェクト推進室ができておまして、そのプロジェクト推進室の一つの事業として取り組むこととしておりますので、まず今年度、来年度は新庁舎等いろいろありますので、再来年の3年目、プロジェクト推進室の3年目の事業計画の中に取り組むこととさせていただいております。

あと3つ目の集客の方法とかということで、これも布石を打ってきている状況で、ピーアール行動が近年のほうに行わせていただいております。そちらのほうでは、やはり集客をするにはまず大宜味村という名前をアピール、ピーアールしていかないといけないということで、そちらを優先的に、これまでさせていただきました。その中で行ったところから、行った先から実際の大宜味村に結構な数が来てくれているという状況も本当に来て、毎月のように来てくれる方も実際にいたり、そういった方々から口コミで広がっているという状況が生まれてきているんじゃないかなと。今結果として、実績が上がってきているのかなと思っています。でもまだまだそこは足りないと思っておりますが、今、観光計画を進めているんですけれども、観光計画のアンケートの中でも大宜味村を知らないでここを通過している方とかもおりますので、そこら辺をどのようにして大宜味村ということを知らせていくかということで、知っていれば行きたいということが1人でもふえていくのかなと思っていますので、そこは今後も続けていきたいと思っておりますし、またビジターセンターの魅力ですね、2月22日にグランドオープンさせていただいて、観光協会の情報発信施設のほうでいろいろ情報提供、運営の内容を充実させようと取り組んで頑張っています。また指定管理者のほうにおいても、できる限り村の特産を扱うように努力しようとしてはいるんですが、なかなか村民のほうからは販売を契約するというのがまだ半分近くしかないというところでもありますので、ぜひそこも魅力のある内容にしていけるように、今、常に、毎週のように指定管理者と話をしながらこういうことはできないか、ああいうことはできないかということで、実は明日もまたやることにはなっているんですが、そういうことも含めて、魅力のあること、特に食べ物とかは今イチゴを使ったりとかシークワサーを使ったりというのがありますが、それがもう1回行きたいという状況の、取り組めるようなことで、本当に指定管理者と、観光協会と連携しながら、もっと密にして取り組んで誘客、集客に、また商品につながるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) サテライトスタジオについては、費用ということでありましたが、このパーソナリティーはお互い各自で、役場の職員でもですね、1時間番組ですから、大宜味村をアピールするために課長が担当でもいいし、こういったことをやるとかですね。また村内の業者、いろいろ物を売っている方もいっぱいいますので、またいろんな指導員の方もいっぱいいますので、そういった人たちを入れかえ入れかえして、固定するんじゃないくて、これはお金を払って雇うんじゃないくて、村をアピールするためにいろんなパーソナリティーはどうか考えることができると思いますので、費用の面もあるんですが、村の魅力を発信するためにもぜひ開局できるように進めてもらいたいと思います。

塩屋湾の遊歩道の問題は、先ほどはマラソンとかサイクリングを言ったんですが、例えば大宜味村の、村長からもあったんですが、ツーリズム関係、どういったツーリズムでアピールをしていくのかということであれば、サイクリングツーリズムとか史跡めぐりのツーリズムとかいろいろありますよね。例に言えば、塩屋湾をサイクリングしながらいろんな文化財もありますし、塩屋湾のウンガミが行われる田港のアサギなどを回って、歴史を説明したり、これからまた屋古に行って、ウンガミのアサギを回って、いろいろ歴史的なものはあるんですね、いろんな文化ですね。村にいっぱいありますけれども、こういったものを取り組みながらやればどうかなと思っております。また屋古にはテレビでも世界遺産に向けたテレビ番組の中で、チョウのことも大変話題になっておりました。アナウンサーがですね。そういったチョウの取り組みの、実際に来てもらって、そこを見せてもらって、いろんな取り組み方があると思いますので、その辺をまた宜しくお願ひしたいと思ひます。

先ほどもこの観光客の誘客をどうするかということで、やっぱり魅力がないと、グランドオープンしてまだ一月、そこが一番大事なところだと思いますので、今は物珍しそうに何があるかなという、こういう気持ちで行く人が大体いると思います。これから一月、半年、1年につれてお客がどういうふうになっていくのかが一番問題であって、そのままよければ何度も来ると思ひます。ああ、こんなものかと思えば来ないと思ひますので、今が一番大事な時期だと思ひますので、その辺の誘客についてもぜひ頑張ってもらいたいと思ひます。この村勢要覧にもいろんな大宜味村のことがたくさん載っていますので、載せてアピールするだけではなくて、実際に、この中身を、今言ったみたいに観光につなげるような、アピールするようにつなげていけば、いろんなことができると思ひますのでお願ひしたいと思ひます。

最後に、このビジターセンターの前のモクマオウはいつ剪定するのか。その辺はきちんとやってもらいたいと思ひます。ひとつこれも、前の砂浜を、村営のキャンプ場にできないか。村長にもお願ひしたと思ひますけれども、これはなぜそういうふうに言ったかという、最近、冬場でもこっちでキャンプする人がいっぱいいるわけですね。あのキャンプ場を整備して、ビジターセンターから見える範囲は伐採するんだけど、右側はモクマオウを残しながら、生かしながらこのキャンプ場ができないかというふうに思っております。このひとつの提案は、子ども議会で子供たちからも海水浴場の質問があつて、ビジターセンターの前の砂浜を生かしてくれないかという質問がありました。これを聞いて、私も同じように浮かびました、こういうふうにはですね。そこでキャンプ場の、これ名護市の幸喜ですね、幸喜は補助事業で名護市がつくって、あとから運用は幸喜の区に委託してやってもらって、今は名護市のシルバー人材センターに委託されて、シルバー人材センターのほうをやっているみたいです。大宜味村もシルバー人材センターの予定も立てていますので、ぜひこういったことを、キャンプ場にして、トイレとシャワー室だけは完備してもらって、金額もこれから出てくると思ひますが、車の駐車に関してはビジターセンターの駐車場を利用してもらおう。キャンプでこっちにやる方については、食材については大

宜味村内のもの、地元のものを使う方に対しては割引するとか、いろいろ工夫もできると思います。

あとイベントについても、ビジターセンターで大宜味村の特産品、また工芸品、いろいろあります。そういったものを展示、即売するようなイベントを何カ月かに1回か打って、ぜひ観光客から目が向けられるようなビジターセンター、大宜味村にしていくことを願って終わりますが、最後に村長からもあれば、課長からでもいいし、お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 大城議員の質問にお答えします。

まず、海岸の前のところの、木の伐採、剪定について。これまではグランドオープンに向けて取り組んでまいりました。それが終わって伐採しようということで、今業務発注の手続が進んでいるところで3月中には補正で、夕日がきれいに见られるのかなと思っております。またその前の海岸の今後についてですが、これもビジターセンターを計画する段階から、例えば国道事務所と意見交換をしたりということを進めてまいりました。こちらについては、このビジターセンターが立ち上がったときに、今でも海岸が利用されていてコンビニエンスストアとかですね、中でも課題が、話を聞いております。なので、運営と現状どういうふうな形で整備したほうがいいのかということは検討を進めておりますが、課題が進んでいかないと見つけきれないというところで、例えば1年後ぐらいにビジターセンターの運営状況、課題が出てきた中で今後の政策、施策をつくっていこうというふうにしていますので、来年度、再来年度ぐらい、この海岸整備については検討を、指定管理者、観光協会と一緒に進めていこうということで取り組んでいきます。それと、例えばそういった海岸を利用しながらのビジターセンターの利用方法とか、割引もできないかということも、今現在、毎月のようにグランドオープンのときに展示即売会とか、あとは動物園をしていたりとかというのがありました。それができれば毎月やりたいということも指定管理者のほうからは話があって、そこに特に大きな費用もかからないということがわかりましたので、ぜひ毎月のようなイベントをしたいと。また海浜の、先ほどの話とあわせて、そこにここを利用したらどうなるというのも考えていきたいという方向性は、話をつい先日やっていますので、そこを期待しながら、連携して取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 佐一議員からありました提案的なものもたくさんありました。それについてはしっかりと担当課のほうでも対応しております、自転車、サイクリングについても購入して倉庫にあります。4月1日からの運用ということで準備しているところであります。

それとイベント関係は、指定管理のほうがしっかりと、月に1回やるということを決めておまして、今のところ週末、休みのときはいろいろやっているような状況で、この間、去る土日まではツツジでしたか、東村のツツジもいっぱい販売されていまして、その辺についても今、指定管理のほうもしっかり対応しているところであります。

海浜公園の木の伐採については、業者も選定しまして、来週あたり発注する計画となっております。さっきのオートキャンプ場関係についてもこれから徐々に計画するとともに、道の駅の背後、校舎があった場所ですけれども、そこも、あのような状態ではちょっとまずいので、何とか早くそういう整備をして活用できるような方法をしたいと思っております。今、課長が説明したように優先順位とかいろいろあるんですけれども、しかし、もしできるのであれば早く、そういう整備ができるようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。以上です。

- 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。
私も一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

- 議長（平良嗣男） しばらく休憩します。

（午前11時30分）

- 副議長（安里重和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◇ 平良嗣男議員

- 副議長（安里重和） 議長にかわり、議長、平良嗣男議員の一般質問終了まで議長の職務を行います。

村有地の利活用について。10番 平良嗣男議員。

- 10番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

村有地の利活用についてお伺いをしたいと思います。

これまで村民の福祉向上のため、先人たちが土地を求め事業を行ってきた施設等々が時代の変化に伴い土地が空き地化するなど、その土地、建物をどう利用するか、下記の件についてお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、旧診療所の土地や4月1日よりこども園が結の浜での開園に伴い、喜如嘉、塩屋保育所、幼稚園、さらには旧一心療護園の跡地、旧消防分遣署跡地をどのように活用していくのか。

2点目に、旧パイン選荷場の活用について。議案の第14号にて無償貸し付け条件期間の3カ年、提案理由も示されているがあえてお伺いをいたしたいと思います。その施設は、大宜味村の農協時代、昭和61年の3月8日にパイン選荷場として事業を導入してきて、山原農協の合併、そしてJAおきなわ合併に引き継がれてきた建物であります。令和元年12月23日付で無償譲渡の契約を村長とJA理事長と交わし、元年の12月25日付で登記を完了しております。現在は村の財産になっているが、その施設がそば組合がこれまで使用するに誰が、誰と、どこで、どのようにして、公の施設を使用してきたのか。この施設においては固定資産税もJAが支払ってきているところでもあります。今後もそば組合が使用するにおいては、村は使用契約書等々をしっかりと交わして使用させないといけないと思うが、どのような見解を持っているのか。

3点目に、令和元年第3回定例会で一般質問をさせていただきましたが、一心福祉会が使用している土地の払い下げについて、村長は早い時期に払い下げを検討していかないと思っており、事業所の方と調整をしていきたいと考えておりますとの答弁を受けておりますが、あれより8カ月余も経過しているが、その後の経過はどうなっているのかお伺いをいたしたいと思います。

- 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目につきましては、現時点において方策として確定はしておりませんが、今後の活用方法については検討を行ってきております。民間活用による活用の方向性と新庁舎建設に関連した行政による活用

の方向性で検討がありますので、方策がまとまり次第、公表し実施してまいります。

2点目につきましては、大宜味村地域耕作放棄地対策協議会が使用開始したのが平成21年12月ごろで、JAおきなわから無償貸し受けしておりますが、当時の経緯がわかる書類は現在確認したところ、保存されておらず、当時を知る関係者に確認したが、10年以上が経過しており、記憶が曖昧で当時の経緯がわからず困っていたのが現状でございます。そのため、現在の大宜味支店長と確認して、お互いの見解が議案第14号の説明資料の経緯に至りました。そして、今後、大宜味村蕎麦生産組合が使用することについては、議案第14号の説明資料にありますとおり維持管理上の経費の負担を全て大宜味村蕎麦生産組合が負担するような村有財産無償貸付契約となっております。これまで本村の耕作放棄地対策や地域活性化に寄与している大宜味村蕎麦生産組合の実績を考慮して無償貸付を行っていく考えでありますので、御理解のほう宜しくお願いいたします。

3点目に、一心福祉会への土地の払い下げにつきましては、令和元年第3回定例会において、今後、払い下げの要請があれば検討していくとお答えしましたところ、令和元年6月14日付、社会福祉法人一心福祉会理事長名で払い下げの要請がございました。内容につきましては、大宜味村字津波1971番地35の面積19万2,292㎡中、現在貸付を行っている6万㎡の払い下げの要請がございました。議会の議決に付すべき財産の処分となるため、払い下げをする面積、価格、残地の利用計画等検討している状況であります。村の方針がまとまり次第、事業所との調整を行いたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 1点目の件について、村長の所信表明の中で施策方針がありますが、その公共施設総合管理計画であるように、未利用の土地、建物については賃貸や売却の検討に取り組んでまいりますとあるように、村の活性化に向け、十分なる検討をして処分等々に取り組んでもらいたいと思っておりますが、例えば保育所の建物など、今、民泊が大変盛んであります。そのような中、民泊に使用させるなど、活用させるなど、また若者の定住を図る中、空き地などの住宅地として売却するなど、考えて行けたらと思っております。なぜかといいますと、今いろいろとあるように、個人の土地は空き地があっても、また借り入れもできない。那覇の皆さん方が所有している中でなかなか土地が求められないというような中で若者がなかなか定住できない。そういうふうなところがありますので、そういうところも十分なる検討をして売却等も考えていただけたらいいなと思っておりますので、御検討を願いたい。

そして2番目の旧パイン選果場の利用については、議案第14号にて無償貸付の条件、期間3年、提案理由にも示されておりますが、これはこの公の施設をこれまで恐らく、その蕎麦組合が使った中で行政の施設だと思っていたんじゃないかなと、私は個人的に思っているんですが、これは固定資産を払いながらJAが管理しているものを勝手に使うということは、これはとんでもない話なんですね。公の施設である。これはこのようにして使うということは大変大きな問題。この蕎麦組合がこれから活用して、大いにその蕎麦生産を拡大して、県内外にアピールをする。そういうことが大変大事なことである。育てあげることも大事なことである。しかしながら、基本的なことがなっていない。これは大変問題です。この辺は今後、十分なる、公の施設を使う場合にちゃんとしたことを、手続をとってやるように御指導していただきたい。

それから3点目の前回の村長の答弁で、正式に事業所からの誘致等はありませんとあったが、令和元年第3回定例会で要請が提出されていることを申し上げるつもりで、前回ありましたけれども、私もあえて黙っておりました。あえて申し上げますが、一心福祉会第35号、平成30年10月25日付で村長へ理事

長仲本一夫より要請されているわけであります。当時の担当がその要請書を受けているにもかかわらず、課長まで上げていなかったのか。または課長でとまっていたのか、または副村長の中でとまっていたのか。なぜこれを申し上げるかという、村長自体がわからなかったということであるわけですから、そこら辺の事務的な処理の仕方、そこら辺はどうであるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。3番目のその後の一心福祉会の件ですが、その後、一心福祉会が第36号、令和元年6月14日付で新たに私が一般質問した後に要請がされているんです。先ほど言ったのが村長の話ですよ。私は職員たちが少ない中で、業務が多忙な中、大変頑張っている姿はわかります。それに対しては敬意を表するところではありますが、やはり組織というのはコンプライアンス、法令遵守ですよ。これがあるが故に、またやはりガバナンスというのがありますよね。コンプライアンスがあるとガバナンスがあるわけだ。そういう中で管理組織、内部の支配、そういう中でチェック機能があるわけです。そこら辺をちゃんとして、組織であるわけですからやっつけていかないといけないというように思います。平成30年10月25日の要請はどうだったのかお伺いしたいと思います。先ほど村長から検討の件もございましたけれども、再度そこら辺を踏まえて答弁を願いたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 平良議員の質問にお答えします。

1つ目の保育所等の活用の補正でございますが、払い下げができないかとか、そういったところになりますけれども、そちらの方向性で検討は進めているところでございます。ただし、今、新庁舎の建設の計画が進んでいて、現在ある庁舎の仮庁舎と、あと備品等、いろんなものが残っているものをどういうふうに扱うかというところで、例えば保管庫の中でこの1年、2年は活用するかもしれないというような状況が今検討されていて、具体的な方針としてはまだ決定していないと。ただし、保育所だけではなくて、そのほかの土地についても、この新庁舎の建設とあわせながらどの方向性がいいのか。喜如嘉小学校の学校跡地の活用を含めてもそうですが、そのあたりと一緒に検討して進めていきたいと思っております。払い下げも検討しながら、また賃貸でやっていく場合も検討しながら今進めているところなんです。

○ 副議長（安里重和） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 2番の御質問にお答えいたします。

当時の大宜味村地域耕作放棄地対策協議会の会長は、当時の産業振興課長で、副会長は当時のJ Aおきなわ大宜味支店長でした。10年以上経過しており、経緯がわかる書類が全くなく、当時を知る関係者の記憶も曖昧で決定づける根拠が全くない状態でした。今後、協議会にも文書取り扱い規程等がありまして、そちらのほうを強化していきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今、議員御指摘の平成30年10月25日の文書に関しましては、現在、把握できておりません。もう一度、担当課を含めまして庁舎内、実際にあったのかどうかをお調べして、今後こういった要請に関しては漏れがないようしっかりと課内でも検討し、また村長までもしっかりと上げていって一つ一つ丁寧に答えていくように努めてまいりたいと思っております。

村長から先ほどもありましたが、令和元年6月14日付の要請文に関しましては、当該地番の全ての面積ではなくて、一部の面積となっておりますので、そこら辺、村長のほうでもお答えいたしました。

払い下げ、今要請が来ている6万㎡も含めて残地の跡地活用、また価格等もこちらのほうである程度検討していかないといけないことから、今後も庁舎内で検討して、ある程度、方針がまとまったら事業所のほうと、早目に調整してまいりたいと思います。以上です。

○ 副議長（安里重和） 10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 先ほどの払い下げの要請の文書の中で、ここにあるわけ。皆さん持っていないの。6月の14日のもの、面積、もうみんな入っています。そして10月25日のものもちゃんとありますね。これちゃんと出ているんです。これがわからないというのはおかしいことだよ。やっぱりガバナンスが整って、皆さんがちゃんとやっていないと、管理体制というのができないと大変なことですよ。そこら辺は十分気をつけて業務執行に励んでもらいたい。あまり申し上げたくないんだけど、とにかく職員も大変少ない中で職員が頑張っている。この姿には、私はいつも敬意を表しているところであるんですが、こういう大事なところを、ちゃんと機能を果たさないといけないと思いますので、今の一般質問した村有地の利活用について、全体的な中において、今後なお一層、空き地の利用等についても、これから行政が使用するのであれば別であります。そうじゃない場合には早いうちに検討して払い下げや賃貸を行っていくよう検討願いたい。この村有地の活用についてはこれにて一般質問を終わりたいと思いますが、とにかく十分なる御検討を願いたいと思って、質問を終わります。

○ 副議長（安里重和） 以上で村有地利活用についての質問を終わります。

次に公共工事管理体制について。10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 公共工事の管理体制についてお伺いをいたしたいと思います。

令和元年12月2日の一括交付金事業の会計実地検査において、2件の指摘があったとのことですが、誠に残念な結果であり、遺憾であります。指摘の内容が、1点目に所要の安全度が確保されていない。2点目に交付額が過大であると。そのことを踏まえ3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目に、工事監督者は品質管理、安全管理、工程管理、出来形管理、積算等を十分に熟知しながら工事を施工しなければならない。そのため豊富な経験と土木・建築等技術が求められております。管理体制も十分に強化していれば、今回の会計検査においては指摘がなかったと思うが、現在の工事管理体制はどうなっているのか。

2点目に、指摘された件について、過去の会計実地検査において同様な指摘があったのか。また今後どのような手続を踏まえて対応していくのか。

3点目に、令和2年2月末現在で役場職員のうち技術者採用は何人在籍し、同様な資格を保有して技術者以外の職員でどのような資格を保有しているのかを毎年調査して、職員の資格台帳が整備されているのか。またその資格をどのようにして人事に反映していくのかをお伺いしたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目については、議員御指摘のとおり、豊富な経験と土木・建築等技術が求められております。今回の会計実地検査における工事管理体制は、主任監督員に担当課長、現場監督員に担当職員体制で事業を行っております。

2点目については、過去の検査において同様な指摘事項は近年においてはなかったと思われ。また、今後の手続ですが、まだ検査官の調査中であることから手続については指示があり次第、対応して

いきたいと考えております。

3点目については、職員技術職の採用は受験資格として土木施工管理技士、建築士、測量士の募集を行っております。採用者につきましては3名で、一般行政職の募集において同資格を有しているものの採用が2名おります。資格調査及び資格台帳の整備につきましては、現在作成しておりませんが、人事台帳において採用時の資格に関しては把握できるようになっております。また、人事につきましては、建設環境課と産業振興課が主な配属先となっております。

○ 副議長（安里重和） 10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 職員の資格等については、やはり一目で見てわかるように、比較対照をつくって、履歴書からいちいち見てやるんじゃないかと、すぐわかるような台帳をつくってやるような管理が必要だと私は思っております。そこら辺は十分台帳を備えながら、また今後の職員の異動等についても、今回のこの会検で指摘されたことを踏まえながら職員の資格者の異動等も十分考えていく必要があるかと思えます。

まず、2点指摘されているわけです。LEDの防犯灯取りかえ工事については、これは我々が見てもおかしいなと思ったんですが、浮き上がっている。そういうのを見ると、腐食することによって使用年数が短くなるだろうというようなことが言われるだろうと思えます。また、風化に耐えられないんじゃないかということもあったんじゃないかなと思っているわけです。安全面が確保されていなかったということで、指摘があったと思えますが、契約の中、皆さん方、業者と契約をする場合に、契約書の中で約款がありますよね。約款上の中で瑕疵担保制度があると思うんですね。この瑕疵担保制度の中で、返還命令とかがもし来た場合には、まだ調査中だということではありますが、もしそういうふうなことがあった場合には、皆さんは発注者と工事者が目的物に対して瑕疵があるときは受注者に対し、相当な期間を定めて、その瑕疵の情報とともに損害の賠償を請求することができるというふうなうたわれている。その請求は、引き渡しを受けた日から2カ年以内に行わなければならないというふうにあるわけです。この約款上の瑕疵担保の中で、もし返還命令が来たら、この金というのは一般財源から返さないといけない。村民の税金でありますね。もしそういうふうに応じた場合に、この瑕疵担保の中で対応できるのかどうか、そこら辺をお伺いしたい。

そして大川川の浴川橋の橋梁架けかえが護岸修理工事については、価格調査を委託した皆さんがやったわけですから、1㎡当たり12万円であったものが、見積額が約17万円に増えていると。そういうふうな積算割高となっている中で交付額が約200万円過大となっているというふうなことがあった場合に、今後の返済状況はどうなっていくのかわかりませんが、もし先ほど言ったように、返還命令が来た場合にはそれは先ほど言ったように村の一般財源から返さないといけない。これを徴収するためには村民の税金から払うわけですから、そこら辺を職員の、先ほど申し上げた職員台帳もちゃんとして、職員を異動する中において職員の技術者の異動のあり方、そういうもろもろも十分検討していかなければできないというふうに私思っております。職員、コンサルタントに委託しても何かあった場合には役場職員の担当の責任が来ます。そういうことで、やはりそこに精通した職員がいないと、このようなことが起こってくるということがありますので、ひとつ、今後、異動に対しても十分なるそういうところも検討しながら異動を行ってもらいたい。そして、いろいろと言いたいことはあるんですけども、まだまだ確定していないことを、ここで、正式な場でしゃべってもいけませんので、私は先ほどから申し上げておりますように、少ない職員が本当に残業をし、そして会検等の対応など、ほかの業務をこなしながら

行っている。その職員を村長以下、副村長は職員を激励しながら、そして村民の福祉向上のために頑張らせていただくように激励をしてもらいたい。そういうことがあったからこそ、皆さん方、長が職員を激励し頑張ってもらおう。そういうことを願って、私の一般質問を終わりたいと思いますが、何かありましたら答弁を願いたい。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 職員の配置についてでございますが、やはり昨年度から工事につきましては建設課のほうで行っていくということでの、行革での決定によりそこら辺改善できる面もあるのかなと思いますが、資格台帳につきましては、やはり人事台帳のほうである程度確認できる場所もございます。しかしながら、技術職だからといって必ず建設課だけにずっと張りつけるのではなくて、事業量が少ないときには各課を回らせるのも、役場全体の人事の上では必要な面だと思いますので、事業量に応じた人事配置、適正な人事に関して今後も努めてまいりたいと思いますので、御理解のほど宜しくお願ひしたいと思ひます。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員の御指摘のとおり、いろいろと職員の少ない状況の中で仕事量が膨らんでしまったりしてですね、大変職員には難儀をさせていますけれども、そういうおかげで今は工事関係については施工管理委託をしたり、いろいろ手広くやっているんですけども、なかなかそこまで注意をすることができなかつたというのは、大変残念なところであります。また施行についても、地域の皆さんからの要望において、そういう対応をして、業者が対応し、役場もオーケーしてしまつたということも確かにありまして、その辺については今後、遵守をしっかりと守つて施工するような方法も、施工管理をする業者に対してもしっかりと調整をしていきたいと思つております。どうも、指摘を大変ありがとうございます。

○ 副議長（安里重和） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

議長、平良嗣男議員の一般質問が終わりましたので、議長を交代いたします。

○ 副議長（安里重和） しばらく休憩します。

（午後 0時14分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（平良嗣男） 教育行政について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 教育長に伺います。教育行政について3点あります。

今年度、国の重要無形民俗文化財の『塩屋湾のウングミ』の祭事を行う田港、屋古のアサギの整備を予定しているが、9月初旬の『塩屋湾のウングミ』までのタイムスケジュールを伺います。

②教育費負担軽減について伺います。6月・9月・12月定例会で、就学支援・奨励する給付型奨学金の制度について、「検討します」「村長部局との調整が必要」との返事をいただいております。財源の確保について提案します。『企業版ふるさと納税』の制度がありますが、活用できないかを伺います。

③特産品開発のプロジェクト事業として、大宜味中学1年生が企業と連携して特産品の開発を行っていますが、現在の進行状況を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず1点目の塩屋湾のウンガミの件ですが、ウンガミが行われる田港、屋古のアサギの整備についての件ですが、2カ所とも今年度内で整備する計画でございます。まず、田港に関しては、ウンガミの開催前までに、それから屋古に関しては年度内をめぐりということで整備を進めている考えでございます。

それから2点目の給付型の奨学金制度についてですが…。失礼しました。訂正します。今年度ではなく、令和2年度です。申しわけございませんでした。

2点目の給付型の奨学金制度についてですが、これは議員からも度々質疑を受けているところです。朝の友寄議員にも答弁したように、重複しますが、必要性については以前から理解をしておりますが、今の育英資金の中ではなかなか厳しいので、先ほど申し上げましたように、返済の段階での免除とか、そういうふうには考えられないものかと思っております。それとまた別に、やっぱり人材育成基金とかふるさと納税を活用した新しいものがないのかなという道を考えて、この辺、村長部局と調整をしていきたいと思っております。議員提案の企業版ふるさと納税制度につきましては、これは地域再生計画とかそういうものをつくって、また内閣府の許可を得ると、認可を得ることからやっぱり作業量も大変なことから、この辺を含めて、村長部局と調整して可否等についていろいろ検討していきたいと思っております。

3点目の特産品のプロジェクト事業についてですが、今年度は商品開発としましては、シークワサー酢を使った「いぎみだし」これはめんつゆみたいな感じのイメージをしていただけたらいいと思いますが、そういういぎみだしを開発しております。販売等につきましては、来月の4月をめぐりに目標を立てていて、その後、県庁において記者会見を行って村内外にシークワサー酢のようにピーアールをしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 1点目の屋古、田港のアサギの件ですが、新年度、4月から新年度ですけれども、今設計の発注、一番大事なことは施工よりも地元との調整等も入ってくると思いますので、設計の発注をいつごろ予定しているのか。

2番目に関して、企業版ふるさと納税についての制度があるということは、今、教育長から話された形で、こちらのほうで準備することがたくさんあるということは、私のほうも調べて初めて知ったんですが、ぜひとも汗をかきながらできるような形でお願いしたいと思っております。あと特産品の開発プロジェクトについて仕組みというか、前回同様の組み合わせですからどういう形で販売のルートに乗っているか、ちょっとわからないものですから、そのことを教えてください。以上です。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えします。

まず1点目の塩屋湾のウンガミのアサギの件ですけれども、田港に関しては5月ごろに実施設計の発注を計画しております。工期といたしましては、先ほど教育長が述べられましたように、今度は9月にウンガミ開催予定なので、それに間に合わせて田港のアサギはやっていきたいと思っております。屋古に関し

ては、議員も御承知だと思いますけれども、当初の計画では7月の発注をかけて12月をめどに完成ということだったんですけれども、先ほど教育長から答弁があったように年度内をめどに行いたいということですので、若干計画よりはずれてくるのかなと思いますけれども、令和2年度内に設計して、工事までは完了していきたいと考えております。

2点目の企業版ふるさと納税に関しては、議員から提案がありまして、私も、教育長も初耳でしたものですから、今後勉強させていただいて、そういう首長部局とも調整して、うまく活用できるのであればそれにのっかって、活用できていければなどという具合に、今現在は考えております。

3点目の特産品プロジェクトですけれども、どういうルートかということ、基本、今いろんな企業にお手伝いいただいて総合学習の中で、キャリア教育の中で商品を開発して、それは終わっております。いぎみだしというタイトルで、ラベルも終わっているんですが、販売元が決定してなくて、今検討いただいているのが現在道の駅を運営しておられるファーマーズフォレストのほうにこのいぎみだしの販売ができないかと提案をして、今、向こうのほうで検討していただいております。また決定し次第、ラベルも作成をした後に、決定して一月後ぐらいにしか多分商品はでき上がらないので、それ以降の発売、販売になると思います。販売のルートといたしましてはファーマーズフォレストだけじゃなくて、生活研究会のほうが発売元になっているシークワサー酢ですけれども、それと同様に、コープであったりJAであったり、いろんな店舗に置いていただけるように販売元とも協力し合って、いぎみだしもせっかく子供たちが愛情を込めてつくった商品ですので、心を込めて、広がって売れるような形にしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今回のこのいぎみだしの単価ですか、もう決まっていると…、一袋どれだけの単価で売り出す予定なのか。

もう1点、企業版ふるさと納税について教育長にお聞きしたのは、前回まで検討します、あと村長部局との調整が必要だということをお話していただきました。なぜ教育長にかかると、教育委員会関係で子供たちですね。子供たちからの提言とか作文とか、大宜味の、つまり大人の目線じゃなくて、子供たちの目線で自分たちを売っていくという、売っていくというよりは自分たちの言葉で、そういうことができないかと思ひまして、今回、教育委員会の教育長のほうに質問ということにしております。

単価のほうはもう決まっていますか。決まっていたらお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えします。

販売価格ですけれども、今、企画観光課の商工のほうにファーマーズフォレストを通じて調整を行っておりますので、単価に関しては発言を控えさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で教育行政についての質問を終わります。

次に経済・産業・観光関連について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 経済・産業・観光関連について3点お伺いいたします。

『やんばるの森ビジターセンター』前の国道58号の横断歩道等の危険性についての認識を伺ひます。

②活性化センター（前道の駅）の今後について伺ひます。令和2年度の維持管理費の予算は幾ら計上されていますか。過去10年の収支を示してください。お祈いします。

③令和2年度の大宜味村は北部連携事業にどのようなメニューを出しているか伺ひます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の横断歩道等の危険性につきましては、質問のある箇所のみならず、国道を横断することは大変危険であると認識をしております。

2つ目の活性化センターの件でございます。令和2年度の維持管理費といたしましては、主なものとして会計年度任用職員221万円、光熱水費に363万3,000円、その他保守点検業務委託等の費用があり、合計827万2,000円を計上しております。収支につきましては、やはり議長のほうから資料請求していただいて提出したいと思っております。

3つ目の北部連携事業の提案メニューでございますが、結の浜海浜整備事業について、令和2年度としてではなく、平成31年度から今後の北部振興事業への本村のメニューとして事業要請を行っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 1点目の国道58号の横断歩道とあるのは、今度、浜の整備とか出てくると思います。それでもって、交通量の多い、またカーブがかかったような見通しの悪い場所、あと右折線のほうがビジターセンターと、あと江洲に行く、そういうことで横断歩道を渡っている人がいても、車が気づかないとか、そういうのが多々見られましたので、今後、信号機とか、あとやっぱりビジターセンターと浜辺あたりの渡るときに、どのような、事故のないような形で進めてもらいたいものですから、以上のことを話しております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で経済・産業・観光関連についての質問を終わります。

次に施政方針について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 施政方針について3点伺います。

重点施策（新庁舎整備事業、結の浜海岸整備事業）のタイムスケジュールを伺います。

②第5次総合計画における前期基本計画の評価と後期基本計画とあわせて地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略の見直しに取り組むとあるが、内容を伺います。

③大宜味中学校跡地を活用した『やんばるの森ビジターセンター』が令和2年2月22日にグランドオープンしたが、どのような手ごたえを感じていますか。今後の展望を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目のタイムスケジュールでございますが、新庁舎整備事業につきましては、今年度は基本設計を発注し繰り越しを予定しております。次年度実施設計、令和3年度から着工し、令和4年度完成、令和5年度中に供用開始を計画しております。結の浜海浜整備事業につきましては、今年度は基本計画を委託で進めており、北部振興事業等、活用可能な補助メニューが整い次第進めてまいります。事業期間は実施設計から3年がかりの事業を予定しております。

2つ目の総合計画と総合戦略につきましては、第5次の前期計画が5年間であり、今後5年間について後期基本計画として村づくりの基本となる計画を策定するものです。また総合戦略につきましては、平成27年度の国の政策において、人口ビジョン、その人口ビジョンを達成するための取り組みを策定し、

5年間の方策をまとめております。両方の事業実施計画は同じ方向性で進むべきものであることから、併行して計画を策定することとしております。

3つ目のビジターセンターの件でございますが、グランドオープンから特に3日間では駐車場に入りきれないほどの多くの来場をいただくことができいております。導入当初のアピールとしては今後の展開に大いに期待できるものであったと実感しているところです。また今後は、特産品の販売以外でも体験プログラムなど地域と連携した取り組みも検討中だとのことで期待を寄せているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 3番目のビジターセンターの件ですが、今後の展望というのは、村長、裏手のほうの、後ろのほうの土地活用ですね、別の議員も話していましたが、今後ビジターセンターの活用でもって塩屋湾とか隣接関係の、できると思います。一番そのためにも、オープンからまだ2週間ですか、なっているんですが、後ろのほうの土地の活用についての展望はございますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

裏手のほうは、先ほどの午前中の答弁でもありましたけれども、まず海浜整備と…、海浜整備ではなくて、海岸沿いですね、国道を挟んでの海岸沿いと校舎のあった部分、合わせて今ビジターセンター指定管理者と観光協会が運営している中で課題等を見つけながら、今後の一括交付金の補助メニュー等を活用しながら基本計画を策定していこうという状況で、今具体的にこういうことをしたいというのは、特に大きなものはございませんが、今後、計画を進めていくということは決定しているところです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

◇ 安里重和 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に学校等跡地活用事業について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 一般質問を行っていきたいと思います。

先ほど議長とちょっと似たような感じの質問であります。ちょっと内容が違いますので質問させていただきます。学校等跡地活用事業について。

学校跡地活用事業（旧喜如嘉小学校）については、今回で4回目の質問になりますが、昨年、令和元年7月31日付で、チューイチョーク株式会社と契約解除を行い7カ月余りになります。また大宜味こども園の開園に伴い喜如嘉保育所・塩屋保育所・大宜味幼稚園は閉園となりますが、跡地活用をどのように考えているのか、これまで県内で唯一公共図書館と呼ばれるものがなかった本村に、「大宜味村図書館」として昨年9月、村史編纂室に併設されました。喜んでいる村民も多いことだと思いますが、階段を登り2階へ上がる障害者や高齢者からは悪条件な場所にあり、公共図書館としては利用しづらく、限られた人しか利用できないという最大の欠点があります。公共図書館は、まず第一に利用しやすい場所とバリアフリーが最大の条件だと思います。そのことから村立図書館は子どもから高齢者まで利用できるよう幼稚園の跡地利用に図書館をと村民の意見も多く聞かれます。また、喜如嘉区にある村営短期住宅の取り壊し計画をなされたかと思うが、いまだ何の動きも見られないが、次の点についてお伺いいたします。

1、現時点で旧喜如嘉小学校跡地活用として行政側に応募予定で問い合わせがあったのは、何社ほどか。また公募はいつ頃か。

2、喜如嘉保育所・塩屋保育所・大宜味幼稚園跡地活用をどのように考えているのか。

3、村営短期住宅の今後の予定は。以上、村長お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の応募予定の問い合わせにつきましては、数名おります。公募開始につきましては、今年度中の開始を目指し取り組んでおります。

2つ目の喜如嘉保育所・塩屋保育所跡地につきましては、方策として決定はしておりませんが、民間による活用方策を検討しておりますが、幼稚園跡地活用と保育所跡地も含めて新庁舎建設に関連した行政による活用についても検討しております。

3つ目の村営短期住宅につきましては、新耐震基準以前の建物でもあることを前提に検討しております。方策として決定はしておりませんが、建物に係る条件をつけて、建物と土地をあわせて売却、土地のみの賃貸での活用方策を検討しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今の1番の質問に対して、数名がおられたと。この数名の、事業内容がどういふものなのか。もし知っていたら公表していただきたいと思います。

また、3番目の村営短期住宅の今後の予定はですけれども、売却ということは、最低入札金額というのがあり得るといふことですか。その件についても伺いたいと思います。

もう一つあるんですけれども、現在、跡地活用の選定委員会を設置するのか。設置した場合、どのようなメンバーが主になるのか。ひとつ伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） まず1つ目の質問にお答えします。

この事業内容については、幾つかあって、それぞれではあるんですが、福祉事業であったりとか、あと観光関連に関するもので提案できないかと。また事業の内容はまだ提案できないんですが、どのような状況で借りられますかという状況で伺いたいというような形で来ているものです。あと選定委員のメンバーの構成ですが、これまでも同様ですが、行政の職員、総務職員、また専門的有識者の方、例えば税理士であったりとか、今までは沖縄公庫のほうに専門的などところで企業の診断等をお願いしながらやっていたりとかというところで活用を見いだしてくれる審査を含めて行えるような選定委員を予定しているというところで、選定委員会を設置するというところでは、売却するというところでは、総務課のほうから伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、最低入札価格の件ですが、村長から答弁もありましたように、条件を付して売却、または土地のみの賃貸ということで、売却という事態もまだ決定には至っておりませんが、実際に売却すると決定になった場合には、やはり議員からも最初の質問でありましたが、取り壊し等も含めた価額になるということから、やはり鑑定を入れる必要があるのではないかとこのように考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 答弁、どうもありがとうございました。

もし、幼稚園、保育所等、企業へ公募を行うのでしたら、やはり地域の方々が生活する場所ですから、地元出身の方々がこの公募に応募してもらえたら、できる限り、地元の方々を、地域の方々を優先して私は使ってもらいたいと思いますけれども、どう思っていますか。その点、1点です。

それと、大変申しわけないんですけれども、教育関係にも関連しますが、教育長もしあれでしたら、またよろしくお願ひしたいと思ひます。現在の村立図書館の場所は道路から見えづらくわかりにくい場所だと思ひますが、大宜味幼稚園跡地だと道路から見えやすく、わかりやすい場所でさらに階段を上り下りする必要がなくなり、また他の市町村のように平日に休館日を設けたら、さらに利用者もふえることだと思ひますが、その件、村長、教育長でもよろしいですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今の公募の件については、私としてもできるだけ地元の業者がしっかり、そういう運営ができるような状況であれば、やはりそのほうの優先度は恐らく、選定委員の皆さんも高く評価するのではないかと思ひております。最終的には私が決定するわけでありませぬけれども、選定委員のそういう意見を、しっかりと踏まえて決裁をしなければできませんので、その辺については選定委員のほうにもその旨、お伝えしておきたいと思ひております。

それから幼稚園の保育所問題、図書館問題については、さっきも企画課長からあつたように、この庁舎建設の一時移転する場所としての形で利用する可能性もあるものですから、今のところはっきりと図書館としてどうですかと言われても、なかなかそうしますということは、今のところ言えないところです。もしそういう資料を置いたり、いろいろする場所に使わないのであれば、図書館としての活用ができるかどうか教育委員会のほうとも調整しながら、検討していきたいと思ひております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で学校等跡地活用事業についての質問を終わります。

次に結の浜定住促進分譲宅地について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 結の浜定住促進分譲宅地について質問を行います。

結の浜地区における住宅施設用地全50区画の分譲は、平成23年5月18日から始まり、現在まで40区画以上が売買契約できたと同っています。新しい住宅が次々に建てられ、すばらしい住宅地に発展したことだと思ひますが、一部モデルハウスや居住している様子のない建物が見受けられ、住民が非常に心配している建築物もあります。

大宜味村結の浜定住促進分譲宅地購入希望者募集要項等に基づき質問いたします。

1、申込資格の（1）申込者自ら居住する住宅を建設するための宅地を必要としている方とありますが、生活様子の見えないモデルハウスなど数件ありますが、何件ほどあるか把握しているか。申込者自ら居住する予定はあるのか。

2、申し込み資格の（3）大宜味村に住民登録し、おおむね10年以上居住する見込みのある方とありますが、この方々は皆大宜味村に住所登録しているのか。

3、分譲条件、（1）1世帯1区画とします。

（3）本件土地引渡後10年間は、原則として次の行為を禁止します。

本件土地に借地権、地上権等、その他土地の使用収益を目的とする権利を設定すること。

売買、贈与、交換、出資等により本件土地の所有権を移転すること。

とありますが、この建物について疑いはありませんか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目と2つ目について、生活様子の見えない状況のものについては、4件の把握をしております。

1件は、住所がありますが、現在は常時はいないようです。週末にいたことが確認できています。

もう1件は、平成29年までは住んでいましたが、転出したことがわかっています。

あとの2件については、現状モデルハウス的な状態となっており、数年前から住んでもらうことの条件となっていることを指導してきました。家主からは住まないとの回答を受けたこともあり、弁護士との相談も行っていました。最近でございますが、私のほうで直接確認したところ、6月ごろから住所を移し住むことを予定しているとのことでございます。

3つ目の行為の禁止の件でございますが、現状前の2件については、建築し、住んでいる状態があったことから該当はしないものと捉えています。あとの2件については、モデルハウスの状態であるため、再三指導を行ってまいりました。2年ほど前から弁護士へ指導方法について相談も行っておりましたが、その物件においての直接的な収益が確認できていないことや、所有権の移転などもないこともあり、指導方法に慎重を期さなければならないということの助言をいただいております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 答弁ありがとうございます。

現在、1件は住所登録を行っていると。あと1件は転出したと。最低10年という考え方からすると、全く足りない、数年ですね。あと2件というのはモデルハウス。このモデルハウスで看板等が立てられるときに担当課として、行政としてどう思われたのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） まず最初の住所は、住んでいたかどうかというところのことですが、弁護士とも、この住んでいる住んでいないところでいろいろ相談をさせていただきました。要件である住んでもらうというところ、10年住んでもらうというところであったんですが、弁護士からの回答では、建築がまず5年であるというところと、そこに住所を移して住んだという経緯があった場合には、今後の10年について、以降のもの、売買されていない以上はその要件以上のことはもう追及できないという指導を受けて、その状態で確認をして、この状態になっているというところ。1件は、住所を置いているというところで、週末に来てはいるんですが、ぜひ常時住んでもらいたいということは今後も伝えていきたいと思っております。

あと、今、不在になって転出したところについては、本人たちの状況がどうなっているのかと確認とれませんが、10年たってもしかしたら売買がある可能性はあるかもしれませんが、先ほどの弁護士との話の中でそういう状態になっているということをお理解いただきたいと思っております。

あと、モデルハウスになっている現状があつて、看板等を立てたときにはやはり看板を取り除いてもらうという約束を、とることまではできなかったんですが、再三において指導してきました。今、県のほうにも指導をどのようにしていったらいいかということも含めて、弁護士とも相談しながらいろいろやってきたんですが、応募要件、いろんなものを言葉一つで、ちょっと難しい部分があるという指導があったりしてまして、看板のものについては、沖縄県の景観条例、広告物の廃止というか、撤去させるような条例のものがおりますので、そのほうで対応するというところで、まずシールがあるんですね。

それで張るということをやろうとしています。ただ、その前にずっと、この間もそうだったんですが、数カ月前にもお願いはしているんですが、撤去するよにということをお願いをしながら、それでもできないよであれば早目にシールをできるよな状況でやっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） どうもありがとうございます。今、問題となっている4件ですね。この4件はある中部の業者、この1社が建てた建物です。私、先ほど疑いはないのかと聞いたんですけども、私はものすごく疑っています。私はこれは出資目的の建物ではないのかなと。そうこうやっているうちに、知らないうちに反社会的勢力等に売買された場合、そのときの責任は誰がとるのか。紛争に対しては全く村は持たないということをやっていますけれども、そういうときの紛争というのは誰が責任を持つのか。そういうところをお答えいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件についても、担当課のほうも大変苦労しながら、注意とかいろいろお願いをしてきているんですけども、なかなか聞いてくれなかったということでもあります。この方は、正直言いまして、本籍は恐らく塩屋だと思います。実際、今住んでいるのが中部で、6月から大宜味に住所を移して住むということをや、私のところに来てははっきりとそれを明言しておりました。国頭での事業も進めているんですけども、国頭での事業が農地法との関係でできなくなったということで、大宜味内のどこかの土地に宿泊施設、10名ほどの宿泊ができるよな施設を運営していきたいということで事業を大宜味で展開するということで、今、計画をして土地を求めてきていました。そういう意味では、決して紛争が起きるよなことはあり得ないんじゃないかというふうには私考えております。

○ 議長（平良嗣男） 安里重和議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。簡潔にお願いします。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、村長の答弁だと、やはり出資目的かなという思いがあります。

あと一つ、違う感覚の質問ですけども、今、結の浜分譲地に「希望者あり」というものが5件ですか、11月22日現在の状況では、ありますが、この「希望者あり」というのは、これある程度予約だと思っておりますけれども、何カ月間待つのか。それとも地域の方々が購入を求めた場合、地域の方々に優先して売買するのか。それとまた予約をしている方々が前払い金というか、内金を払っているのか、お尋ねしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この分譲希望というのをホームページにも載せて、こういうところは空いていますというところをやっていました。去年あたりまでは、特に期限を設けなくてやってきた経緯があつて、やはり契約しようとする状況とか、これからも新たに希望したいんだけどという問い合わせに対して、なかなか対応がうまくできない状況があつて、やはりそれではいけないということで、この予約のよな期間を定めようということで3カ月の予約の期間ということでやっています。3カ月を過ぎたら次の方が来たら優先ということでやっています、現在はほぼ、今、45件中38件が分譲済みで、6件が希望ということで、今、実際は1件も調整中でして、ほぼ全部が埋まっている状況で、あとは買い戻しの手続を次年度やっていくかどうかという状況で空くものがわかってきます。ただ、この希望のものについては3カ月過ぎると、自動的になくなりますので、空いたときにはここが予約何もない状態、空きの状態にしていくと。

ただ、契約の前の手続のやりとりが進んでいるという状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に森林法違反の林地開発行為地域における災害について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 一般質問に入る前に、本日は2011年3月11日の東日本大震災から9年を迎えます。震災の犠牲者に対し御冥福を祈るとともに、後遺症で苦しみ、財産を失い苦難な生活などを余儀なくされている方々にお見舞いと、一日も早い復興をお祈り申し上げます。今生きている私たちは災害に強い国づくりを目指し、努力していくことを誓います。

それと、質問書の2枚目になりますが、4行の内容は、「切土の土波」は「波」になっていますけれども、鳥の「羽」です。それから9行目真ん中の「旧計画資料」のところ、復旧の「復」が抜けていますので、挿入して始めていきたいと思います。

森林法違反の林地開発行為地域における災害について。

2019年2月13日、県（農林水産部森林管理課）は林地開発に関する関係者のクレームに対して現地調査する等の対応を経て、8月26日に事業主に対し森林法違反する開発行為の中止の通知をしている。内容は、貴社が津波山で行っている林地開発行為は、県知事の許可を受けている行為であるが、許可条件（1）開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。（3）工事の施工に際しては、防災工事から先に着手し、河川・海浜及び周辺地域への赤土等土砂の流出防止に万全の措置を講じること。また、着手後は着手届を遅滞なく知事に届け出ること。（4）工事着手後の1・四半期（6月）及び3・四半期（12月）の末日までの開発行為の施工状況について、それぞれ翌月末までに報告すること。また、沖縄県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合にはこれを拒否しないこと。に違反するもので誠に遺憾であり、直ちに作業行為を中止し、防災対策を行ってください。なお、違反開発行為により、当該森林の周辺地域において土砂の流出又は崩壊そのほかの災害を発生させる懸念があることから、早急に林地開発の許可基準に沿った復旧を行う必要があるので、9月27日までに「林地開発変更許可申請書」を県との十分な調整を踏まえて提出し、許可を得た上で着手すること。なお、指導条項について、期日までに提出されない場合は、森林法の規定に基づき監督処分を行う事とするので、了知されたいとしている。さらに、許可条件（12）第三者に損害を及ぼす恐れのある場合、又は損害が発生した場合は、自己の責任において損害発生の防止、若しくはこれを賠償することとなっている。

10月9日に採草地造成工事について、林地開発条件違反行為があったことから本庁、林地開発担当と共に現場確認を行った。現場確認の上、当初申請と変更になった箇所を確認し、事業主に指導をしている。さらに、今までの指導箇所及び今回指導した箇所について、早急に林地開発変更許可申請を提出するよう指示したことを業務報告書に明記されている。指導内容は、切土の土羽4段が2段施工に、小沢からの排水施設が必要、正式な沈砂池ではない等の指摘がある。（村農道隣接地の池や法面崩落している違反行為の津波山1971-291）付近については、暗渠排水等、排水施設の記載がないので図面に記載する。暗渠排水の構造も申請書に添付する。また、当初申請では、残地森林になっている箇所の伐採が見られた。利用計画図の白地箇所の造成森林等をする必要がある。法面崩壊は村と事業者との調整で村の事業で復旧する事になった。復旧計画資料をもらう必要がある。との報告が工事の杜撰さを物語って

おり森林法違反行為や災害対策の不充分さが災害に繋がったといえる。

しかし、村長は去る12月議会の私の質問に対して、8月上旬の大雨で法面が崩れかけており、9月下旬中の台風の影響で法面が崩壊している。草地造成工事が主な原因であることは断定できず、もともと崩れやすい地形で大雨などの影響で崩れたと思われる。復旧の指導に関して、大雨などの影響により農道の法面が崩壊したと考えられる為指導は行っていない。赤土等流出や林地開発については県が指導している。また、農道が崩れかけているということですのですぐ現場に行った。工事とのかかわりはあまりないような感じがしている。確かに伐採したからというふうな原因なのかというと、そうでもないとは私には思っている。それで下のほうに池があるが、その池も業者としては埋めて、できるだけ法面が崩壊しないように埋めて対応するというので、誠意を持って業者は対応している等の内容の答弁をしている。

法面崩壊は、県が違反開発行為により、当該森林の周辺地域に災害を発生させる懸念があると事業主に指摘している場所での発生である。この崩壊地域は、沢を埋めて盛土造成した道で分断されてできた池がある。現草地造成工事で他の沢も埋められ開発地域内から雨水が池に過度に流入し、溜まった雨水による毛管現象等が強気に働き、道路地盤が緩み崩落したとみる。村長は事業主の責任において復旧すべき災害工事を、事業主との調整で農道災害復旧工事を村単独予算で執行することは、災害の原因を曖昧にし、村民に負担を強いるもので断じて許せるものではない。なぜ、違反開発行為等で発生した災害を村の責任で復旧しなければならないのか。村長の政治姿勢を伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えする前に、少しあなたの質問の内容を教えてください。法面というのと地山というのは違うんですよ。地山、自然の山。法面というのは人工的なものが法面。人工的に切って、つくったのが法面というんです。あの崩れた場所は地山なんですよ。あなたが100%施工が悪いということを言っているんですけども、本当にそれが本当なのかというのは、あなたそういう業者に対する大変な問題になりますよ。そのことを言っておきます。

では、お答えいたします。

開発行為が原因で農道の斜面が崩壊したと100%断定できないというのが私どもの考えであります。今回崩壊した斜面は、人工的斜面ではなく、自然の斜面であります。この斜面は急勾配で崩れやすい地形で、実際、過去にその付近の斜面の崩壊で修繕した経緯もあります。今回、台風等の大雨発生後に斜面が崩壊しており、そのため一つの要因として大雨などの影響で崩壊したと考えられます。

現在、開発行為の申請者と調整を行っており、崩壊した斜面のほとんどが民有地のため申請者が盛り土を行い、より安全な傾斜にする予定です。本村としては、住民説明会等で要望があった新たなガードレール設置や、路盤材等の施工、村有地内で調整をしているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今村長から法面と地山の、勘違いしているんじゃないかというふうな、その件については別途でまた話したいと思いますが、先ほど村長が話した崩れやすいところは、過去にあそこに道をつくるということで、もともと触ったものを埋めて道をつくっているという話で私は解釈しております。だから崩れやすい場所だということで認識しております。それで12月議会で違反行為による伐採の地域があるけれども、直接伐採した原因ではないと思われるという話はあったんですけども、私も伐採については、直接崩れた原因ではないだろうと思っています。なぜかと言えば、この伐採した切

り株のほうは腐っていません、まだ生きています。風当たりがないというふうについては抵抗がありません。ただし、先ほど言った、前に道ができたときに池になったところが水たまりができます。それで彼たちも、今の事業主も行為でということを行っているんですが、崩れないように埋め土しているということは、明らかに村長も崩れやすい地域だと。そして業者もそれを埋め土して対策をしているということは、その辺の認識はお互いに共通に持っていると思います。崩れやすい地域だと。私は、あそこは盛り土してできた池ですので当然だと。それで毛管現象などの働きが起こって崩れたと。

そして村長は台風の話をしていたんですけども、私は気象台へ行って調べてきました。この崩れただろうという、これは9月21日、開示請求したときに村長からもらった、これは県の北部農林水産センターが被害区域一覧表で、こちらでは道路法面崩壊となっています。あその区域では。そして、そこがいつやったのかといたら、2019年の9月21日。そうしたらそのときの期間降水量が132ミリ、最大日降水量が73ミリ、最大1時間降水量が14.5ミリ、それでおとしは8月、9月、10月に18号、24号、25号とあるんですけども、10月5日の25号と比べると、期間降水量が204.5ミリ、最大日降水量が127ミリ、最大1時間降水量が14.5ミリ、これは同じです。それでこの期間の降水量の差というのは、崩れたときは72.5ミリも少ないです。パーセンテージからすると64.5%、そして1日当たりの降水量についても54ミリ少ないです。それでパーセンテージからいけば57.5%、明らかに台風云々じゃなくて、排水の処理の問題でそういうふうに溜まって、やっている。

そして今、森林管理課は十分なものは持っていないんですけども、そうしたら赤土等、保健所とかですね、赤土対策の部署からはこういうものが出てきております。そして事業主から…、保健所から沖縄県赤土流出対策の改善についてということで、おかしいということで改善するよう勧告したら、事業主はですね、変更届を7月25日に出しています。そうしたら、その資料の中には沈砂池、草地造成でやっている沈砂池をつくっているけれども、これが、沈砂池が働いていないと。それでちゃんとやるよということをやったら、あの池にみんな流れ込むようにやっているんですよ。そしてこの事業主は雨水は可能な限り沈砂池に導入する、赤土流出防止施設の管理基準に基づき管理を徹底すると言っているんですよ。それが主な要因じゃないですか。行政も行為であそこは池を埋めていると。そしてこの業者も池に水をため込むという方策を出して、ちゃんと責任を持つと言っています。県は災害のおそれがあるから、第三者に被害を与えた場合は責任持ちなさいと言っているんじゃないですか。なんで業者が村と調整して、村がやらなければならないか、もう一度聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） あのね、さっきから言うように、我々村としては、これは決して造成のために起きたとは言えないということをはっきり言っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 行政としては、村の責任でないということは、県もあれだけ言っているのに、何を根拠にしてそれを言っているんですか。再度教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 県も本当にこの造成のために崩壊したと言っているんですか、それは恐らくないと思いますよ。私、行ってきました。どうですか、本当にありますか、それが。100%、工事のためだということ。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書き

の規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) どうもありがとうございます。

県は、先ほど説明したように、災害のおそれがあるから、中止で改善命令したときに、その後、雨が降っているんですよ。それで口答でだけ、責任の所在はわからない。ただし、村と調整して村が直すということで、事の根拠はわからないわけですから、今言ったように、業者もその池に誘導してやると。そして赤土の対策の部署は、それがずさんであるから沈殿池の件もちゃんとやりなさいと言っているところなんですよ。それを村は、もしそれが本当に災害と思うんだったら、国の査定を受けてやるべき事例だったと思う。注意しているからできないのが当たり前じゃないですか。そういうことがあるから、その台帳がないというのは、その部署に聞いたら、台帳がなくてもできるんだということで、確認をとっています。そういうずさんさが私は隠蔽していると思います。早急に、村長は業者と県に、事業主に復旧するようにちゃんと指導してください。要望です。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) いろんな意見があります。今、村で考えているものは、この業者が行った事業に対して、これが100%、それが原因で農道に影響を及ぼしたということは断定できないと。それで、今考えているのは、民有地は当たり前民有地、この事業者がやるべきことだろうと思っております。今行おうとしているものは住民からの、さっき最初に答弁あったとおり、農道の、施設の中でガードレールの設備や路面の整備をしていくということを言っているわけです。やはりこの監督者である県のほうがそこに指導をするのは当然のことだと思っております。それにいちいち、村当局がその事業者に対して指導するとか、そういうことはないかと思っております。そういう意味で100%断定できないということもあって、先ほど吉浜議員は雨量の件と言っておりました。雨量というのは、この災害が起きるときに、この1日だけの雨量だけではなくて、今までの溜まったものであるとか、あるいはほかの要因とか、そういうのがあっての災害だと思っております。一因にそれが、雨が降ったから、降らなかったとかそういうことではなくて、例えば今とまっている根路銘上原線あたりも台風が過ぎた、解除した後の崩壊、そういうのもあり得ますので、その日だけの、雨量だけの検討だけでは100%、それが要因というのは、行政としても断定はできないということで理解していただきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 以上で森林法違反の林地開発行為地域における災害についての質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時40分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

○ 議長(平良嗣男) 次に安心、安全な国民健康保険制度の村の対応について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 安心、安全な国民健康保険制度の村の対応についてをお伺いしたいと思います。

今回の県単位化に伴う、保険税率の統一試算及び改正のポイントとして①沖縄県国保運営方針について2024年度から保険税統一を目指している。②今回の改定をせず、2024年度に統一した場合、保険税の大幅な改定が必要になるため、段階的な保険税引き上げを行う。③統一化の際には、現行の4方式(所

得割、資産割、均等割、平等割) から3方式(所得割、均等割、平等割)にする必要がある。④資産割を全て廃止し、均等割・平等割を3方式採用市町村の平均値にした場合、保険料総額が減ることから、赤字解消の目的も踏まえ、段階的に資産割を減らすことになっている。

しかし、国保加入者の多くは低所得者で、年齢構成も高齢者が多いという特徴がある。誰でも高齢になると、病院を受診することが多くなる。国保には、医療をより必要とする年齢層が多く加入している。にもかかわらず負担能力が高くない高齢者や無業者層が多いため、国保税がより高くなるという状況を生み出している。1984年の国保法改正により国庫負担が削減されており、国保負担の減額により加入者に負担と責任が転嫁される仕組みになっている。

本村は、低所得者や高齢者が多く、僻地地域でもある。これまでに資産割や法定外繰り入れを実施して国保会計を維持してきた。今後、沖縄県国保運営方針について2024年度から保険税統一を目指しているが、本村として法定外繰り入れを維持しながら、国の責任で社会保障制度を充実させていくためにも1984年の国保法改正以前の国庫負担割合50%に復活させるべきだと思うが、どのように考え対応するのか伺います。

○ 議長(平良嗣男) 村長。
(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹をなす保険であり、病気やけが、出産などの場合に誰もが安心して医療を受けられる社会保障制度であります。今後も住民の暮らしと健康を守るためにも、国民健康保険制度を持続可能な制度とすることは重要な課題というふうに認識しております。村としましても、国に対しては、適正な国保会計の運営ができるよう、財政支援等を要望していきたくて考えております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村長の答弁で、国にも財政要求をしていきたいと、要望してきたいというような頼もしい答弁でした。それが実現できなかった場合、今削減されてきているので、国や社会保障制度を充実させるために消費税も上げていくんだという形をとっていたんですけども、年金も減らされ、それからもちろん国保税についても県統一化になっていくとかなり厳しくなっていきます。その暫定的な県の対応の中で、村として法定繰り入れ制度を積極的に活用していただきたいと思いますが、いま一度、その辺の具体的な方策を聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

法定外繰入金の場合ですけれども、前回、先月の臨時議会のときにでもですね、税改正の、条例改正のときにもお話をしておりますが、法定外繰入は今後、改定を令和4年度、令和6年度とまた予定しているんですが、その段階とあわせて、段階的に減らしていくというふうに今現在考えております。それというのもですね、国のほうからも法定外繰入、県統一化に向けて進めていく上で、各市町村の法定外繰入をなくすというのが一番大事なところであるというところの話もありまして、そこからまず進めていかないと逆にいけないのかなというところでもあります。ただし、先ほど村長からも答弁がありましたように、国に対してはいろんな形で市町村会を通したり、いろんな組織の中で補助事業の要請とかはしていきたいと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 担当課長から、国から段階的に減らしなさいと。そうしたら、もちろん国の経済は、これまで高度成長時代からずっと都市が有利に展開できるような形で展開されておりますけれども、地方にはかなり厳しい国の、全体の運営になってきていると思います。地方へ行けば行くほど、所得水準が低く、苦しい運営になってきているので、それで地方のほうは一般財源からの繰入金で賄ってきている現状を、本当に国の施策でそのまま行くと、また滞納者がかなり多くなってくるんじゃないかなと懸念されます。その辺は逆に減らされる部分、国の責任でやってくれという運動は絶対やっていくべきだと思うんですけども、担当課長から言われた国の施策というのは、わからないでもないんですけども、それをやってしまうとかなり厳しいものがあると思います。その辺をどういうふうに切り崩してというのか、切りかえて、国に財政負担を求めていくのか。もう少し具体的に行動の方法を教えてくださいましたらいいかと思しますので、よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(佐久川紀亮) 答えいたします。

確かに吉浜議員がおっしゃるとおり、地方へ行けば行くほど所得も低くて、国民健康保険の税に対しても負担が大きいというところはあると思いますけれども、前の臨時議会でもお話ししたように、どこにいても基本、どの市町村にいても税率が同じというのがやはり原則であるというのもありまして、ただし、都市部と沖縄県、状況が一緒かという、そこは違うと思いますので、各都道府県単位で、基本的に統一化というものはやると思いますので、その辺の状況は踏まえて、沖縄県全体として考えていく必要があるのかなと思います。県のほうでも、国保運営会議だとか、いろんな形で会議はありますので、そういうところで、またそういう金額についてどうにかできるものがあるのかというのはですね、一市町村の考えでどうこうできる問題でもないですので、県全体として考えていければなと思っています。

○ 議長(平良嗣男) 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 課長、先ほど言われたように県全体の問題ですので、また国保税も大宜味村は高いと言われている部分もあるんですけども、国保税のものについては一律ですが、やっぱり県全体で、今までやってきた繰入金の関係については議論して、その中で、県全体で今後どういうふうに行っていくかというのは対策をとっていただきたいと思います。国からの一方的な指導だけじゃなくて、県民の声、また村民の声が反映できるように頑張りたいと思いますので、よろしく要望して終わらせてもらいます。

○ 議長(平良嗣男) 以上で安心、安全な国民健康保険制度の村の対応についての質問を終わります。次に地域活性化について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 地域活性化について。

本村でも、少子、高齢化は人口減少が深刻になり、地域や集落機能維持の問題を抱えている。学校や売店等が閉鎖になり地域の活力が低下している。2月7日、沖縄県農協が、全県的な店舗再編により支店等の統廃合が地元新聞で報じられ、地域の機能維持の問題が深刻化している。次のとおり伺います。

1、沖縄県農協では、大宜味支店は廃止対象となり、今後は「よりそいプラザ」と位置づけられているので、大宜味村議会は、本村は農業振興においても、支店と協力体制を密にしており、廃止は農政及び農業全体の停滞を招き、地域の生活基盤そのものが弱体化するとして大宜味支店の存続を求める要望決議をして対応をしている。村として農協大宜味支店の廃止計画について、どのように捉え、対応をす

るのか。

2、地域（村）の素材を活かし、活性化センターやビジターセンター直売所や食堂、学校給食、保育所給食での利用量、割合はいくらか。今後、利用や生産体制をどのように目標を掲げ構築していくのか。

3、今年3月で喜如嘉保育所、塩屋保育所が閉所する。また、2020年度に新庁舎整備事業が実施される予定で、村議会議事堂も新庁舎に移転する要望があり、議事堂が閉鎖される予定がある。さらに、喜如嘉小学校跡の利用計画が頓挫している。公共施設跡の利用の遅れや、利用方法で地域計画や地域活性化の妨げになっていないか、どのように取り組んでいくのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の農協の廃止計画について。大宜味支店の存続を強く要望する旨の要望書を作成し、2月18日付でみずから議長と一緒にJAおきなわ理事長及び経営管理委員会会長に経緯を説明しながら要望書を手渡しております。

2つ目の地域素材については、割合の把握はできませんが、ビジターセンターにおきまして登録農家が80農家中40農家が、大宜味村の農家であるとのことで、シークワサーやイチゴなど、村特産品が活用されております。保育所給食における利用量、割合についてですが、可能な限り地域の売店等を利用している状況ではありますが、村産の食材が少ないため、調達可能な野菜を中心に約20%の食材を保育所給食で利用しております。生産体制につきましては、これまでの取り組みを継続し、今後も取り組んでまいります。

3つ目につきましては、他事業の進捗、その他調整事項も踏まえて検討を進めております。調整が整い次第、実行してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 給食センターの利用関係についてお答えします。

現在の学校給食の村の素材の利用量の割合についてですが、地産地消の観点からセンターでも可能な限り村のものを使いたいということでやっております。しかしながら、先ほどもありましたように、定期的かつ大量に安定した供給には、今村の生産体制では難しいというところがありますので、実は平成30年度現在の実績を調査していました。そうしたら農業分野での野菜、果物に関しては全体の使用料の、村内からの供給は17.7%になっています。これは低いか高いかという数字ですが、実は私が職員であったころ、経済課のころには1回センターを調べたことがありまして、あのころはわずか5%でした。それを考えると、現在の17.7%というのは割と向上してきているのかなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の農協の件は、村長も議長と一緒にあって要請行動を行ったと。この要望の中に議会としては、地域住民の声を反映した形で残してくれと。じゃあ、何を私たちやるかという問題はほとんどなく、困っているから残してくれというふうな立場でやっているけれども、村としてはどういうふうな施策でやっていくのか。本部のものについては、来年度までに黒字化が条件で存続を検討するという形になっているんですけれども、その辺のサポートの方法、村としてどういうふうな形でやっていくのか。そしてまた要請したのか教えていただきたいと思っております。

2番目の地域の素材について、教育長からもあったけれども、前よりはいいんだというふうな形で、村全体が活性化センターやビジターセンター、確かに80業者の中に村内の業者が40登録していると。私が見た場合、もうスタート時点で寄り合わせでやっているなというふうな感じは否めませんでした。それで行政としてもきちんと学校給食や直売所に反映できるように、ずっと前から言われているけれども、なかなかそれができていないような気がします。それで肝心なのは、何を使うから、何をどういうふうにつくっていくかという、コーディネーターも必要だと思います。コーディネーターの件も言われておりましたけれども、今、流通の問題でこの直売所が足りないところ、ビジターセンターは今のところわかりませんが、給食センターもしかり、活性化センターもしかり、名護の市場から買って出しているのが現状です。また中には地域のものを、名護の市場に出しているものがあるんですが、その辺の農家とのつながりが重要じゃないかと思っておりますので、ぜひともこの直売所では大宜味産のものが100%となるように、またほかの所在地にも大宜味から納品ができるような仕組みづくりをぜひ頑張ってくださいなと思っております。

3番目に、午前中から公共施設の跡地利用の関係を言われておりましたけれども、前に、私、第5次総合計画を策定するときに注文していたんですけれども、今言われた建物については、ほとんどその時点では廃止だとか、いろいろ予想されておりました。だからこの計画書の中に入れてやっておけば、有効に土地利用計画と、総合計画とリンクできたんじゃないかと思われま。そういう意味でも廃止するものについても、もちろんつくるものもあるんですけれども、つくるものはそれなりに計画してやっているんですけれども、廃止は、その時点で廃止になるわけだから、事前に調整して進めてきて、廃止になった場合は次の業者が、利用者が積極的に利用するような形の計画をとるべきだったんじゃないかなと。そういうことで工芸の人たちがビジターセンターでも入れないような状況になっていて、そして喜如嘉小学校跡地とかいろいろあったんですけれども、もう既に国頭のほうに核をつくってしまっているものですから、これからどうしていくかという。その辺のことをきっちり話さないといけないんじゃないかということでもあります。また、ここの庁舎建設についての、また委員会などで話をするんですが、場所を決めて、周辺整備とかいろいろあるんですけれども、この議会もぜひ本庁に、新しい庁舎に入れてほしいと。ここがほかのところを使うようになれば、また今でも駐車場が狭くて、きょうでも、私、敷地内の線が引かれていないところに車をとめたんですけれども、そういう状況にあるものですから、やっぱりただでも駐車場が少ないところに場所を設定しているわけだから、本当にこういうのを決める場合はそういうふうな可能性のあるものを集約して、計画してから場所を決めてほしいなというのが、常に後手後手、場当たりに進められているのはとても残念に思っています。そういう意味で、この3番目に言っている事業者、保育所などは使いたい人がまだまだ残っていますので、本当に地域の人たちがきちんと潤うような形でやってもらいたいと思っています。

じゃあ、今、私が質問した件、また答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 質問なのか、意見なのか、よくわからなかったんですが、やはり思いは議員と同じように村当局も農協の支店を残してほしいというのは山々のものです。新聞に載ったその日に、ちょうど課長と会議がありまして、自分のほうからそういうふうに新聞に載っているがということで問題提起もしました。そしてそのときに議会事務局長もその会議に参加しておりますので、できれば議会としても17日の臨時議会が予定されている中で決議してもらいたいという、そういう趣旨の発言もしま

した。課長等会議から帰ってきたちよūdいタイミングに、議長が村長室に見えていまして、議長ともそういう話をしております。やはり最初に行動を起こす、ほかの市町村が、まず決議をしていない前に大宜味村が決議をするということは大きな効果があるだろうということで、議長とも話をしております。それで17日の決議になったと非常に喜んでおります。それで村当局としても、村長もぜひ議長と一緒に、さっき村長からあったとおり、理事長あたりに要請してきております。その中で、今までの村の農協支店ができた経緯であるとか、今の現状等を訴えながら要請をしてきております。その中でも、村の指定金融機関として村の役割をしてもらっている大宜味支店ですね。そのあたりの存続についても行政としてもバックアップはしていかなければいけないだろうということもあります。支店のほうからも、今、指定金融の件で払込手数料、振込手数料、あるいは出張所の人件費、そのあたりの協力の要請もあります。今要望を受けているところですが、そのあたりどうやってできるのかということも含めて、これから検討していきたいと思います。そのほかにも、各生産部会、そのあたりの助成等も今行っているところですが、そのあたりも引き続き生産部会、また各農家の充実のためにも、生産部会等の支援等もやっていきたいというのは、継続していきたいということも考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 低金利時代ということで、預金の利回りが活用できないような形で、県内の30店舗施設が統廃合の対象になっていると。それで本部の事例は黒字化が条件だということで、採算とれないところはなくなっていくんだという時代になってきていると思います。農協はずっと前から手数料を依頼していたけれども、まだ大宜味村としては、手数料免除だというふうな形になっていて、私が聞いたところ約1,000万円ぐらいあるんだと、手数料について。だからどこの金融機関もお金を預けたら預かり料ももらう時代になってくるということで、20年ぐらい前から言われていたわけだし、その件については村も一応検討して、維持費の補填も一応検討していると。それで庁舎に、今、指定管理ということで金融機関の事業所も持ってきているんですけども、そこの建物の中にもその一部分をやったり、より省力化して、より村と一体となった考えがあると思うんですけども、そういうものも考えられているのか。今あるところが村の建物ですので、そこまで議会も、全てそこに集中していくという考えも持っているのか。先ほどの委託管理と維持管理の件も検討する話をしておりましたけれども、その辺も突っ込んだ話をもう一度お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今のは、新庁舎の件に質問が変わったかと思うんですが、庁舎建設に当たっては今のような議場の、議会棟は、こちらの活用については議会棟としては残っていくという方向性では今進めていて、ただ、議場としての活用ではない場合もあるということで、今検討が進められています。なので、議場が残るとすれば、新しい庁舎に移る可能性があるというところでの方向性は検討していると。ただそれは確定はしていませんが、設計するに当たってどのような形になるかということは、そのときにまた進めていきたいというところです。

指定金融機関の部分についても、先ほど要望がいろいろあった中で、それが本当にそのままの状態であったほうがいいのか。そこにあるべきなのか、いろんな状況が、以前はそうじゃない場合もあったという話を聞いたりもしていますので、その方法をですね、運営方法、運用方法、また配置方法についても検討が入っていつていますので、今、明確な答えはできませんが、今後、基本計画、基本方針ができ

上がってきつつありますので、いろんな学校跡地の活用とかも含めて、もうしばらくお待ちいただきたいと思っています。年度明けてから実施設計に移っていく状況になりますので、その状況になるときにまた説明させていただけたらと思っております。

- 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

（午後 3時16分）

令和2年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和2年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年3月12日 午前10時00分)

散 会 (令和2年3月12日 午前11時02分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第5号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第6号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第7号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第8号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第9号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第10号	大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第11号	おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第12号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第13号	塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 案 第14号	財産の無償貸付について	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 案 第15号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 案 第16号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 案 第17号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
15	議 案 第18号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
16	議 案 第19号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
17	議 案 第20号	令和2年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
18	議 案 第21号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
19	議 案 第22号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第23号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
21	議案 第24号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
22	議案 第25号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
23	議案 第26号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	提案説明 委員会付託
24	議案 第27号	令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更 について	提案説明 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから同意第1号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。
本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
-

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第7号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第8号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第9号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第10号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第11号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第13号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第14号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第14号 財産の無償貸付についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 確認だけとっておきたいと思います。

財産無償貸付ということですが、もしも災害が起こって、建物が破損した場合等、これは組合がもつのか、それとも村行政がもつのか、どちらかちょっと確認だけとっておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ただいまの質疑にお答えしていきたいと思います。

村有財産無償貸付の契約書が説明資料についていると思います。その中の15条あたりを見ていただきたいと思います。事業者は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損したときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。また事業者は、次の16条、事業者は、天災その他の事由により貸付物件の全部又は一部が滅失し、また毀損したときは、直ちにその状況を報告しなければならないということまであります。その中で調整してですね、ただこの建物がもう既に耐用年数等が過ぎている物件ということもあり、回復はしないということでやっていきたいと思います。ただし、そこに格納

している機械等の責任は全て組合が持つということで考えております。

- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 今の関連ですが、この建物に対して、建物保険は入っているのかお聞きしたいと思えます。
- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

現在、保険のほうは入っておりません。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 村の所有でありますので、ただし、この建物が損傷した、直すとかという問題があるんですけども、これが原因で壊れたとか、直すとかの責任のものがあるんじゃないのかなと思っているんですけども、その辺はいかがですか。
- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

契約の第14条、維持管理上の経費の負担にありまして、貸付物件の維持、補修、改良及び電気、ガス、上下水道等、光熱費、電話等の通信費、その他使用に要する一切の経費は事業者が負担する形になっております。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 今、私が聞いたのは、もちろん借りる側が全責任を負うと言っているんですけども、財産は村のものでありますから、ほかの物件と同じように保険も入って、それからその保険の支払い分に担う分は有償にして、それで対応していくというほうが私は賢明じゃないかなと思っております。一応要望だけ。

- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第16 議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第17 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

- 1番(大城佐一) 質疑を行いたいと思えます。

説明資料の28ページ、2款1項1目10節の、これは修繕費と、あと委託費用についてお聞きしたいと思います。

仮庁舎改修費とあるんですが、これはどこのあれなのか。

そして8,100万円が入っているこの委託料、地質調査費、あと実施設計業務委託費、造成工事調査設計業務委託、現庁舎の解体、撤去設計業務委託費が組まれているわけですが、その中で、これは多分もうA案の場所に決定した上での設計と思えますが、この委託費に含まれている予算で、実際に村の持ち出しはどのくらい入っているのか。それとできれば、公の、これから起こりうる、これは用地取得費も入っているのかわからないのですが、これから、この予定書を見ると用地の取得もあると思えますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) 議員の質疑にお答えします。

まず、仮庁舎の改修費ということで計上させてもらっている715万5,000円でございますが、仮庁舎の場所が基本構想の方向性でもできる限り、安価な、低価なものでやっていこうということで、コストを抑えた形でやっていこうということで、新たな仮庁舎を建てるのではなくて、今、旧庁舎ではなくて、

旧大宜味小学校跡地を活用した仮庁舎を検討しているところです。そういったところで改修費用が出てくるというところの計上でございます。

あと、この委託費のほうでは、まずこちらのほうで計上させていただいて、用地の取得ということは今具体的に確定はしておりませんが、それは今、金額を計上していないということでありまして。今後、必要になった場合にはそれが示されて計上になるかと思いますが、今のところはないというところです。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 村の持ち出しが幾らなのかという御質疑にお答えします。

まず、今回の事業費として、起債対象事業として8,860万5,000円がありまして、それに対して起債が6,610万円充てております。残りの2,250万5,000円については財政調整基金を充てているということで、村の実際の持ち出しとしては2,250万ですね。基金を充てている2,250万5,000円が全くの村の持ち出しという形になっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） このA案に対して、私は根本的に反対の立場で申し上げるんですが、やっぱりこの工事費を見ると、最近、庁舎の基本構想に工事費があるんですが、A案に関して約16億円、事業概要がですね。そしてB案に関しては13億円、3億円の開きがあるんですが、この3億円に関して大変な、今年度の一般会計予算の、これは三十何億円でしたか、もう大変な額になるわけですが、B案に決定しておけばその辺の3億円の金も浮くような形になるわけですが、本当にこの決定の、いろいろ見てみると、なぜわざわざ土砂災害警戒地域に配備したのか。その辺の状況も、予算との兼ね合いもあわせて検討した結果なのか、その辺、村長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員も御承知だと思いますけれども、現地以外に移す場合は議員の3分の2以上、確保しないとできないという条件がありますので、その辺を、やっぱり情勢を見た場合に非常に厳しいということと。また歴史的な大宜味での、現場所での設定が、やはりその事業を進める中では一番早い段階でその事業ができるんじゃないかなと。1年ぐらいおくらせちゃうとその事業ができなくなるという心配もあって、今の場所を選定しているわけでありまして。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、この村長が思っている結の浜への案を、私は最後まで通してほしかったんです。これは議員の状況を把握して、それで無理だという判断だったと思いますが、しかし、長として自分の思い、将来的に描いた村の構想を、ただ議員の状況が悪いから変えたということは大変残念でなりません。もうこれは私は、最初からこの予算が出た場合には、ぜひともこれは反対討論までやる覚悟でいたわけですが、こうして一般会計、全体的な予算に組み込まれているわけですから、これ1つのためにほかのいい事業もたくさんあるわけですから、反対することはできませんけれども、本当に1回や2回ぐらい反対されても、なお自分の思い、描いたことを最後まで貫き通してほしかったという思いであります。そして時間的な問題ということに触れていたんですが、この公共施設等適正管理推進事業費が平成32年度まで実施設計に着手しなければ、この適用はこれはないということですが、その辺の1点。

あと1点は、村民の今まで調査した2回、本当に無駄なこと、わずかな人数ではあるんですが、村民の民意というのはB案が多いわけですから、私もこの少ない人数でのこういった民意の話はしたくないんですけれども、少しながらも多いわけですから、その辺はくみ取って反対されようが、とにかく村

民の意向もあるし、またこれからグローバル社会に対応できる人材育成に持って行くためにも、これは総合的な判断からやっていかないと。これまでも何とか上方、下方何とか何とかこんなみみっちいことを書いてしまっているから、私これ見て笑いましたよ、本当に。こんなことで絶対大宜味村が発展することがない。みんなで本当に、これからの大宜味村の発展を願って、総合的な判断をしてやっていったらよかったなと今でも思っております。最初の答弁だけよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 質疑にお答えしていきたいと思ひます。

村長のほうからも答弁があつたんですが、それだけの確定ではなくて、まず経済性については、最初のアンケートの中で一番優先するものはどれかとやつた場合に利便性、そして防災性、そういうのがあつて、経済性は3番にとられていました。そしてアンケートで1回目は現庁舎周辺が多かつたということもあります。それで2回目は結の浜のほうが多かつたと。それも含めて検討して、結の浜はこれから経済的な場所として、経済性が生まれる場所として活用したほうが村の発展のためにはなるんじゃないかという、そのあたりも含めて総合的に判断して、さっき言つた歴史的なそういうものもあつて、現庁舎に総合的に決めていったということですね。そういうことでアンケートはありはしたんですが、1回目、2回目、含めて、総合的に判断していったということでお理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 要件の話ですけれども、令和2年度ですね、現在の状況として令和2年度内に実績をやらなければ、着手しなければ適用外というふうになっておりますので、やはりこの令和2年度内でこの実績を着手しなければならないということで現状はなっております。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございます。

今、副村長から総合的という判断があつたんですが、この評価表を見ると、今のA案が一番最低なんですね。1位が結の浜の南側、2位が結の浜の、ローソンの後ろ側ですね。3番目に大宜味小学校のグラウンド、4番目が今の大宜味村小学校の跡地、現在地にやるということは、一番最低評価なんです。5つの候補地のうちから。でも、これにもかかわらずこういう決定という判定を下したことに對して、大変納得がいかないわけですが、今後、もう少し、こういった、今のところ見ると、あれはどうしても敷地を広めるためには法面は削っていかないといけないと思ひます。やつた場合、この土質を見ると、さらさらの土地で、あれは土砂災害が起きる可能性が大でありますので、十分この辺の調査もしないと大変な大災害が起る可能性がありますので、その辺は重々、この施工する中において、賛成するわけではないんですが、もしやるのであれば、十分調査もしてやらないと大変なことになるので、その辺を十分理解してから着工するようにお願ひしたいと思ひます。何かありましたら一言お願ひします。この評価に對して何かありますか、これ一番最低な評価ですよ。

○ 議長（平良嗣男） ありますか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番議員が今質疑したものの関連です。

令和2年度に着工しなければ、助成が受けられないという話ですけれども、なぜこんなおくれからやつたかと。そしてこの話し合いについて、場所設定について、大城議員からもありましたようにいろ

いろあつたんですけれども、歴史的な経緯とか、埋め立て地は埋め立て申請するための土地利用とかいろいろ言われていましたけれども、総合計画、土地利用計画のようなそんな生やさしいものではなくて、東日本大震災や熊本地震があつて、この事業ができています。そういう意味でもこの場所選定については、やはり同じ場所じゃなくて、答申にもあつて、内部決定書にも、この決定の内容を見た場合に、背後地の用地取得の問題とかいろいろありました。土砂崩落地域、この地域でも起こっているわけですから、当然、場所を設定するにはこの周辺で、裏側に造成するとか、広げてやるとか、そして仮庁舎はしなくてもいいように、今本庁舎を使って、その造成工事をして、ちゃんと防災施工した後でできるような計画をすべきだったんじゃないかと。用地取得もないし、防災対策の予算も出てきておりませんので、本当にそういう決め方をやったことに禍根を残すのではないかと感じております。そういう意味でもこの事業は前もって先にやっておけば今言った問題はクリアできたんじゃないかなと思います。詳しくは、予算委員会でお話しますが、この時期に、今言った問題について、クリアできなかったことについての答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

その前に、今回の事業、今年度は設計ということになりますが、調査も含めての設計になりますが、先ほどの適債性のものがあつて、今年度は設計をまず着手するということになります。なので、着工というよりも着手、令和2年度での着手になります。なので、背後地の用地の取得とかこの必要性ももちろん検討してまいりました。必要性はあるかもということの検討はしてきてですね、その調査において必要であれば用地購入等のものはやっていくということではありますが、この現庁舎を残したままの建築をやっていくということになれば、やはり私たちが、先ほど村長からいろいろな答弁もさせていただいているものもあるんですが、場所を選定する場合に、これからの大宜味村の百年の大計というところを考えさせてもらって、その仮庁舎と予算の範囲だけを考えた場合に本当にいいものができるのか。これから先、百年先を考えたときに手狭だから、この範囲内だけでおさめたものを予算の範囲内でやろうというものを考えるのではなくて、やはりもっとよりよいものをみんなで共有していくべきものをつくっていこうという考え方から、まず現庁舎のところは取り壊しの必要性があつてですね、旧大宜味小学校のほうに仮庁舎をできる範囲でやっていこうと。ただおさまるということの、職員数とか住民の対応とかも含めておさまるということは検討していますので、着工まであと2年半ぐらいなるかと思いますが、それまでの間はいろいろ我慢を強いることもあるかもしれませんということを検討しながら、計画を今検討しているところです。なので、先ほどの大城議員のほうからもあつた予算の16億円というところも、あれには仮庁舎を建てた場合の予算も含まれた16億円になっていたと思いますので、仮庁舎の建設で2億から3億ぐらいの予算が見込まれていたのではないかと思います。それがなくなると、B案に行っていた、予算と同等の。またそれ以下にはならないかもしれませんが、そういった同等の金額、予算ということは今検討しているということです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 着工のどうのこうと言っていたけれども、先ほど私が言ったのは、土砂崩落地、造成もしながら、あの後ろにやったら駐車場のスペースもふえるわけだから、そういう段取りを、場所選定も含めて、どの範囲を崩落地域の対策をとりながらこの敷地を広げられるとか、その辺もちゃんと論議してからやるべきだった。時間的に、令和2年度までに実施しなければならないという話もある

んですが、この話は熊本地震が起きたときからすぐできているわけだから、なぜ早く対策を打って、先ほど大城議員が言ったように3分の2の同意をそんなに気にすることではなくて、何回やっても、これが一番現実的だという案が出せなかったのかと。私はそれを言いたいんです。また聞きたいんです。その件をよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 大震災の話とかがありましたが、この制度ができたのが最近です。その後です。熊本の…、そういう制度ができたのが最近です。その後に取り組んでいるということをもまず理解していただきたいと思います。今、基本設計、基本計画を策定していくんですが、その中で必要であればそういう土地購入、そういうことが起こってくると思います。今、必要ではないのかなということも考えてはいるんです。まだその段階までいっていないということですね。それから防災的なものも必要であれば、この設計の中に生かしていくということになってくると思います。まだ基本計画も、基本設計もこれからしていくわけです。その中で必要なものが出てくると思います、用地購入であるとか。あるいは防災の施設ですね、施設というか、擁壁が必要であれば擁壁が必要になってくるし、そのあたりこれから取り組んでいくということです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、副村長が言われたんですが、最近できた。それは選定委員会の委員からも聞きました。それでその後、私は資料を提供しました。最近できたということではなくて、国頭なんかもう着工しているんですよ。何で大宜味はやらないかということで、私たちが気の合った議員、他市町村からも情報を得ております。それで前に、私は選挙のときにも最後のチャンスだということで、公約でおとしの9月の選挙のときには出してからやりました。その1年前に、前田 孝前議員も言っていました。1年間、ほとんど動いていなかったんですよ。それで県庁ともやりとりをしているんだけど反応なし、そういう状態だったんです。だから私また資料をとって、予算委員会のときにそれ以上のものは話していきたいと思います。一応、これで終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 予算書126ページ、説明書75ページ、今回修繕費ということで結の浜のバスケットコートの修繕工事で予算が計上されております。この件は、第1回、第2回の子ども議会のときに要望があった物件ですが、内容的に単年度で終わるような修繕なのか。それとこういう動きという、早い動きですね。ほかにも子ども議会あたりで要望があった件で、村のほうで動かれている、予算化されているのはいないのかどうか。それをお聞きします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

バスケットコートの修繕については、やはり子ども議会での提案を受けて早急な動きになったことは事実です。ただし、それ以前から修繕が必要かということは検討はして、検討というか、考えてはありました。バスケットコートの砂利の部分が剥がれていた。今、溝ができそうな部分があって、そういったところを懸念していたところがあって、これとあわせて早急な対応が必要だということの判断をして、修繕に至ったというところで、次年度、令和2年度の、できれば夏になるのか。人があまり活用しない時期を見込んで修繕にかかって、単年度で終わりたいということを考えております。バスケットコートのほうは以上です。

(「ほかにはないですか」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

○ 財務課長(真喜志 亮) 子ども議会で要望があった件に関して、令和2年度の予算で今措置しているのは、このバスケットコートの修繕費のみというふうになっております。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第20 議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第21 議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第22 議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと
思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第26号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）を
議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第26号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）

指定管理指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

平南川ター滝駐車場

2 指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 一般社団法人大宜味村観光協会

代表者職氏名 会長 宮城弘隆

住所 沖縄県国頭郡大宜味村字津波95番地

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

令和2年3月12日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村の公の施設に係る指定管理者の
指定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この

案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明させていただきます。

今回提案いたします平南川ター滝駐車場は、大宜味村の公園等の設置及び管理に関する条例第2条別表第1に規定しております公園等での位置づけで、村長が管理を行う施設でございます。

去る2月17日の臨時議会におきまして、指定管理者による管理運営が可能となるよう条例の一部改正を行い、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、公募を実施し、応募申請のあった事業者、一事業者でありましたが、その事業者について行政関係者として村職員、地域代表者、有識者の6人で構成する選定委員会から指定管理者予定候補者として報告を受け、庁議の場において、今回提案の一般社団法人大宜味村観光協会を指定管理者として認め、提案するものです。

なお、説明資料につきましては、選定の経過、選定の理由、選定委員会からの結果報告、応募申請書等を添付しております。

内容につきましては、委員会にて説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について

令和元年11月5日に締結した令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金6,446万円
- 2 増額 金595万1,000円
- 3 合計変更契約金額 金7,041万1,000円

令和2年3月12日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

工事施工にあたり、法面面積の増加、法面昇降階段の追加による増額変更の必要があり、地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第2条の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、詳しい内容につきましては、委員会のほうで説明をいたしますのでよろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、経済建設常任委員会に付託します。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時54分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉浜覚議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

(午前11時02分)

令和2年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和2年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年3月13日 午後3時00分)

散 会 (令和2年3月13日 午後3時19分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第15号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第16号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第17号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第18号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第19号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第13号	塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第14号	財産の無償貸付について	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第27号	令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第15号～議案第19号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）、日程第2 議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第3 議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第4 議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第5 議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 0 号

令和2年3月13日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第15号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第16号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第17号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第18号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第19号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（吉浜 覚予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第15号から議案第19号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。
本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の主な内容は、実績に伴う補正で、2億8,647万4,000円の減額補正であります。13件の事業等の繰越明許費、17件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び

議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の3件については、実績等による減額補正であります。

議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、主に保険料負担金の支出見込額による増額補正であります。

議案第15号から議案第19号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 3時09分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午後 3時10分)

◎議案第13号～議案第14号及び議案第27号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第13号 塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について日程第7 議案第14号 財産の無償貸付について及び日程第8 議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更についての3件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第41号

令和2年3月13日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第13号	塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について	可 決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第14号	財産の無償貸付について	原案可決 全会一致
議案第27号	令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第13号、議案第14号及び議案第27号の3件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼農業委員会事務局長及び建設環境課長の出席を求め、本日午後2時から審査を行いました。

はじめに、議案第13号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和元年第4回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事、工事場所 大宜味村字塩屋地先。主な変更工種は、浚渫工、土捨工、赤土等流出防止対策等の数量増減による増額変更であります。

既契約金額 金1億9,690万円、増額 金2,363万9,000円、合計変更契約金額 金2億2,053万9,000円、契約の相手は株式会社山口建設となっております。

次に、議案第14号 財産の無償貸付について、報告します。

本案は、蕎麦の栽培をとおして、本村の耕作放棄地対策や地域活性化に寄与している大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合に無償貸付するものであります。

1. 無償貸付する財産 所在 大宜味村字田港1045番地1、建造物 鉄骨造スレート葺平屋建、床面積 160㎡、2. 無償貸付の相手方 住所 大宜味村字田港1045番地1、団体の名称 大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合、代表者職氏名 会長 平良幸太郎、3. 無償貸付条件 大宜味村蕎麦（雑穀類）生産組合に無償で貸し付ける建物は、事務所や農作業管理施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。4. 無償貸付期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

次に、議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和元年第6回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事、工事場所 大宜味村根路銘地内。主な変更工種は、土工、法面工、排水工及び共通仮設費積上による数量増減による増額変更であります。

既契約金額 金6,446万円、増額 金595万1,000円、合計変更契約金額 金7,041万1,000円。契約の相手は、株式会社丸孝組となっております。

なお、3件についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第13号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について委員長の報告に対す

る質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 財産の無償貸付について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 財産の無償貸付について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和元年度村道根路銘上原線災害復旧工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時19分)

令和2年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和2年3月19日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和2年3月19日 午後2時00分)

閉 会 (令和2年3月19日 午後3時33分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第5号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第6号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第7号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第8号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第9号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第10号	大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第11号	おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第12号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第26号	指定管理者の指定について (平南川ター滝駐車場)	委員長報告 質疑～表決
10	議案第20号	令和2年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議案第21号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
12	議案第22号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案第23号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議案第24号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議案第25号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第17号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	委員長報告 質疑～表決
17	陳情第2号	北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	委員長報告 質疑～表決
18	意見第1号	北部地域基幹病院整備に関する意見書	提案説明 付託省略
19	決議案第2号	北部地域基幹病院整備に関する要請決議	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	決議案 第3号	水源基金創設に関する要請決議	提案説明 付託省略
21	決議案 第4号	議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議	提案説明 付託省略
22		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

-
- 議長（平良嗣男） 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算において、村長から議案書正誤表がお手元に配られましたとおり提出されておりますので報告します。

◎議案第5号～議案第12号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例、日程第7 議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第8 議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第9 議案第26号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）の9件について一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 4 号
令和2年3月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第5号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第7号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第8号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第10号	大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例	原案可決 全会一致
議案第11号	おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 賛成多数
議案第12号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第26号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	原案可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第5号から議案第12号及び議案第26号までの9件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長、住民福祉課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長及び教育課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、3月16日午前10時から審査を行いました。

はじめに、議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人の権利制限が見直され、成年被後見人ご本人が来庁され、かつ法定代理人が同行している場合には、成年被後見人であっても意思能力を有する者と見なし、印鑑登録申請が可能となったことから、登録資格について「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるとともに、文言の整理を行うものであります。附則としてこの条例は公布の日から施行とすることとなっております。

次に議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

情報通信技術の活用における行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に改めた内容となっております。附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行とすることとなっております。

次に議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について説明いたします。

おおぎみこども園の開園に伴い、保育士が村長部局から教育委員会へ移管するものが主な改正内容となっております。村長の事務局部の職員から12人減し、教育委員会へまた、第3号に選挙管理委員会の職員を追加し、これまで定めていた職員の定数と実数とのかい離を改めるため、93人から85人としております。附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

会計年度任用職員に係るサービスの宣誓の特例等を追加する必要があるため、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する必要があるため、第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「。以下「法」という。」を加える。第2条に次の1項を加える。2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができるとなっており、附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行となっております。

次に議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

おおぎみこども園の設置による職務名称の変更等により、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、行政職、給与表、等級別、基準職務表の保育士を保育教諭に、保育所所長を主幹保育教諭に改めるものであります。附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行となっております。

次に議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例について説明いたします。

おおぎみこども園への再編整備に伴い、大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例を廃止する必要があるためであります。附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行となっております。

次に議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

おおぎみこども園設置に伴い関係条例を整備する必要があるため、おおぎみこども園の開園に伴い関係条例を一括で一部改正及び廃止をするもので、第1条、第2条、第3条及び第6条は改正で、第4条及び第5条は廃止となっております。附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行となっております。

次に議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

児童福祉法の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため、附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。附則に次の1条を加える。（施行期日）第3条この条例は、令和2年4月1日から施行する。附則としてこの条例は、公布の日から施行となっております。

次に議案第26号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）を説明いたします。

応募申請のあった事業者は1者であるが、選定委員会において、事業者プレゼンテーション及び質疑応答を経て、選定基準表の審査項目に評価点を付し、委員6人全員が合格点である、6割以上の評価点を受けております。また設立間もない団体であるが、本村のエコツーリズム推進に関する意識も高く、管理運営体制及び運営方法についての受け答えが丁寧、かつ、計画性があり、行政と連携した管理運営による推進体制構築が見込まれるものと判断して契約を行っております。1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 平南川ター滝駐車場。2. 指定管理者となる団体の名称等 団体の名称 一般社団法人大宜味村観光協会 代表者職氏名 会長 宮城弘隆、住所 沖縄県国頭郡大宜味村字津波95番地。3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日となっております。

議案第5号から議案第12号及び議案第26号については、質疑、討論はなく、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第12号及び議案第26号の6件については全会一致をもって可決すべきものと決定し、議案第7号、議案第9号及び議案第11号についての3件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8 番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8 番 (吉浜 覚) 議案第 7 号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

本案は、総務常任委員会委員会で 93 名の定数であるが、現状の正規職員数 85 名の実数に改正する説明があった。

しかし、議案第 9 号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で一部の職務名称を削る改正がある。しかし、将来復活する可能性も示唆しており、その時点で改正すればよいとの説明があるが削除の趣旨が曖昧である。次世代を担う小中学校の義務教育現場において、司書を削り誰一人も正規職員がいないことなど、これまでに、本村は県内外で活躍されている幾多の人材を輩出してきている。教育立村を標榜し、人材育成のもととなっている子弟の教育行政に対し相反する今回の条例の一部改正については、将来に不安を感じているところである。

一方では、他団体に正規職員を出向などの対応をしているのかかわらず、教育現場軽視をするような行政運営はあってはならない。

よって、「人材を以って資源となす」との村是にふさわしい職員配置ができるようにしなければなりません。今回の本案の定数削減に対して反対せざるを得ません。どうか、教育現場軽視の本案に対し、各議員の反対を求め討論といたします。

○ 議長 (平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長 (平良嗣男) これで討論を終わります。

これから議案第 7 号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長 (平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第 7 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 8 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長 (平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 8 号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長 (平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長 (平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第 8 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第9号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第10号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第11号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 指定管理者の指定について(平南川ター滝駐車場)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 指定管理者の指定について(平南川ター滝駐車場)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算、日程第11 議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第12 議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第13 議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第14 議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第15 議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 6 号

令和2年3月18日

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第20号	令和2年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第21号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第22号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第23号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第24号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第25号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(吉浜 覚予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(吉浜 覚) ただいま議題となりました議案第20号から議案第25号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告します。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、17日及び18日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第20号の質疑の概要を説明いたします。大宜味村新庁舎建設基本構想によると、新庁舎建設候補地を選定した現大宜味村役場敷地の場所は、4評価項目の利便性、防災性、実現性、経済性の項目中において5選定候補地のうち最下位で、総合評価点においても一番最低評価点である、また土砂災害警戒区域指定箇所決定し、更に住民アンケート結果においても現大宜味村役場敷地候補地よりも結の浜建設候補地が多かったにも関わらず、現大宜味村役場敷地候補地に決定した根本的な理由はなぜなのかとの質疑に対し、建設検討委員会においては、現大宜味村役場敷地と結の浜建設候補地の2箇所に決定し、村長へ答申を行い、最終的には村長が総合的に判断して現大宜味村役場敷地に決定を行ったとの答弁でした。

議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算は、総額36億2,531万1千円で、主に、新庁舎建設整

備事業や沖縄振興特別推進市町村交付金事業によるもので、対前年度6億8,788万8千円減額の15.9%の減となっております。減額の主な要因としまして、幼保連携型総合施設整備事業の完了によるものです。

議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額4億7,912万2千円で、対前年度比4.2%の減となっております。

議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額2億5,147万5千円で、対前年度比56.3%の増となっております。

議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額3,792万3千円で、対前年度比3.0%の増となっております。

議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,444万4千円で、対前年度比3.6%の増となっております。

議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入475万2千円、収益的支出332万2千円となっております。収入と支出の差額、143万円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、44億2,827万5千円で、対前年度6億1,582万6千円減額の12.2%の減となっております。

議案第21号から議案第25号の5件については、質疑はなく、議案第20号から議案第25号の6件についての討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和2年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時41分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時43分）

◎陳情第17号及び陳情第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 陳情第17号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情及び日程第17 陳情第2号 北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択についての2件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 5 号

令和2年1月23日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安里重和

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
17	令和2年11月15日	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

大 議 第 4 5 号
令和2年3月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安里重和

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
2	令和2年2月12日	北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
2	令和2年2月12日	北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	採 択	要請決議の送付が妥当	—

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました陳情第17号「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情は、継続審査中であり

ましたが、1月23日午後1時30分から総務常任委員会を開会し、沖縄県介護保険広域連合の担当者から説明を受けて審査を行った結果、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

関係機関へ要請するための意見書については、令和2年1月24日付け厚生労働省発老0124第1号の文書において、令和9年3月31日まで期間延長が決定されているため、意見書の提出は行わないことといたしました。

陳情第2号 北部地域基幹病院整備に関する意見書採択については、3月16日午前11時から審査を行った結果、賛成多数をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書及び決議書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第17号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第17号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって陳情第17号は、採択することに決定しました。

これから陳情第2号 北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択についてを採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって陳情第2号は、採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 仲井間宗利議員外6名により提出されました意見案第1号 北部地

域基幹病院整備に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

○ 3番(仲井間宗利) 意見案第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 宮城 貢 友寄景善 大城邦彦

賛成者 安里重和

提案理由 医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予も許されず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならないため。

北部地域基幹病院整備に関する意見書

北部地域では、医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、沖縄県に対し平成29年3月に、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合・再編による「北部地域における基幹病院の整備を求め」112,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手交した。

その後、平成29年12月に沖縄県知事から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、平成30年1月から沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院、北部12市町村との間でこれまでに6回にわたる協議や意見交換を重ね「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)」が作成された。

また、北部市町村議会議長会をはじめ北部12市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けて基本的枠組みの説明が行われ、理解を深めてきた。

医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならない。

については、地域住民に寄り添った基幹病院の整備に向けて、下記事項について取り組むことを強く求める。

記

- 一、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること。
- 一、北部基幹病院の設置主体は、県及び北部12市町村で設置する一部事務組合とすること。
- 一、設置された基幹病院の運営主体は、県及び北部12市町村等で設立する一般財団法人等とすること。
- 一、基幹病院の整備及び運営に関する費用は、北部12市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うこと。
- 一、合意書の締結後、整備協議会を設置し基本的な枠組みの詳細及び整備に関する事項について協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先、沖縄県知事

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第1号、北部基幹病院に関する意見書について、反対の立場で討論を行います。

本意見案は、医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならないとしている。

しかし、同規模の急性期2病院がある人口約10万人の北部医療圏は、非効率で不安定な医療体制が長年続いている。解決策の2病院の統合案では、医師会病院建物整備時の借入金等の長期借入金の債務問題や県立病院間の人事異動などの医師確保策が使えなくなるなど。また、不採算医療を切り捨てない担保として、不採算医療の提供に必要な費用が出れば穴埋め分は県がする等の合意は、県地域医療構想の中で北部医療圏の医療体制が歪になり懸念が残る。

不採算医療の提供を義務付けられ、その財政措置として一般会計繰入金という税金を前提とした制度設計が行われている公立病院における地方公営企業法のもとで、定数条例や予算、議会等の制度的な枠組みの中での調整や連帯が求められる。また、県立病院においては、6つの県立病院間の連携を図るため人事・組織・運営上の一体性を保持しながら県全体の医療提供体制を確保するために不可欠の調整業務である。さらに、自治法・地公法などの一般法に対する特別法として制定された地方公営企業法その第3条で、経営の基本原則として「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と規定し、企業としての経済性を発揮できる制度設計が行われている。仮に、公営企業が「経営環境の変化に迅速な対応が困難」と結論づけられるとすれば、県立病院の現在の経営体は否定されることになり、問題は北部基幹病院の経営形態にとどまらなくなる。

平成20年8月から平成21年6月にかけて沖縄県医療審議会県立病院の在り方検討部会（部会長宮城信

雄県医師会長)で行われた県立病院の在り方検討において、検討部会は「病院事業の経営形態については、経営の自立性を高め、経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる運営体制を構築する観点から、平成24年度をめぐりとして、一つの地方独立法人を設立し、同法人に、全ての県立病院を一体化として経営させる形態に移行すべきである」と報告している。但し、非公務員型の独立法人ではなく、広域事務組合的な組織運営が求められる。

よって、全ての県立病院と公立診療所を一体化として経営させる形態に移行すべきであることを基本に、早急に県の第三者委員会で沖縄県地域医療構想と北部地域基幹病院の経営形態を検討すべきと考える。どうか、本意見書案に対し、各議員の反対を求め討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。9番 安里重和議員。

(9番 安里重和議員 登壇)

○ 9番(安里重和) 意見案第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。

この意見書は、令和2年2月5日開催の北部市町村議会臨時総会で全会一致をもって採択した意見書です。平成29年3月に沖縄県に対し「北部地域における基幹病院の整備を求める」112,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手渡した。また、令和元年5月15日、秋野公造、かわの義博、両参議員は、厚生労働省で大口善徳厚生労働副大臣と会い、沖縄県北部地域への新たな基幹病院の設立を求める22,319人分の署名を提出した。大口善徳副大臣は、北部基幹病院を整備する場合は、地域医療介護総合確保基金を活用し、支援すると明言した。同基金は県の医療計画や2025年の医療提供体制を定める「地域医療構想」に基づき、病院など必要な医療体制に充てられる。厚労省の吉田学医政局長は「引き続き必要な支援をしたい」と明言。内閣府の北村信沖繩振興局長は「北部基幹病院が整備されるとなった場合は、厚労省、総務省と連携し、必要な支援に取り組む」と述べた。

県は、平成30年から約2年間で12市町村長らと協議会を計6回開いた。協議会を経て、県は令和2年2月4日基幹病院の設立へ地元負担の緩和策などを明記した「基本的枠組みの合意書案」を示し、地元首長も合意する方針だった。しかし、令和2年2月25日の県議会では、金城勉県議が合意書案の締結時期を質問したのに対し、県側は不採算医療の課題などを指摘し明確な答弁をしなかった。金城勉県議は、急患の受け入れ制限をはじめ、いつまでも北部地域住民の生命、健康をないがしろにするのかに対し、玉城知事は「地元首長や議会の意思は重い、同時に病院で働く方々を含め全ての県民から納得を得ることが肝要」との答弁に終始、締結時期へ慎重な姿勢を示し、事態が急変した。玉城知事の選挙公約は「北部地域の医療体制を安定的に確保するため、北部基幹病院の早期実現を図ります」。ところが、令和2年2月5日県政与党の議員らは、玉城知事・謝花副知事と非公式で会談し、基本的枠組みの合意書案について、慎重に対応するよう求めた。

今、私たち大宜味村議会ができることは、北部12市町村が一体となり声を上げ、基幹病院設立早期実現を勝ち取ることが北部地域住民の最大の課題であり、安心・安住・発展につながることだと私は思います。

議員各位の賛同を申し上げまして賛成討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

○ 2番(宮城良治) 意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書について賛成の立場で討論を行います。

県立北部病院の医師不足問題で、診療休止や診療制限などによって医療危機が叫ばれるようになり、既に10年以上が経過しております。今なお、北部地域では治療できず、最新設備が整った大きな病院でなければ治療する事が出来ない患者さんやご家族にとっては本当にご苦労されていることだと思います。

北部地域基幹病院整備に向けては、色々と懸念は出ておりますが、我々村議会議員は村民を代表する者として、また村民に一番身近な存在として、地域のことや村民の医療・福祉の向上等に努める役割があります。

多くの高齢者や福祉施設を抱える我々大宜味村にとっても北部地域基幹病院の早期実現は多くの村民の声でもあり、願いでもあります。

反対討論もありましたが、またそれぞれの立場もあるかとは思いますが、この件に関しましては、村民の命を守る根幹をなすものでありますので、どうか考え直していただきまして、医療格差に苦しむ北部地域全体の総意として、全議員賛同のもと意見書を提出できることをお願いいたしまして賛成の討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから意見案第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 宮城良治議員外6名により提出されました決議案第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

○ 2番(宮城良治) 決議案第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城良治 仲井間宗利 友寄景善 大城佐一 宮城 貢 大城邦彦

賛成者 安里重和

提案理由 医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるさず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならないため。

北部地域基幹病院整備に関する要請決議

決議内容は、先ほどの提案説明のあった意見案第1号と同じ内容となっているため読み上げを省略いたします。

以上、決議する。

令和2年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県議会議長

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第2号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 全員発議により提出されました決議案第3号 水源基金創設に関する要請決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

（6番 大城邦彦議員 登壇）

○ 6番（大城邦彦） 決議案第3号 水源基金創設に関する要請決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 大山美佐子 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 友寄景善 吉浜 寛
賛成者 安里重和

提案理由 水源地域の環境保全や水源涵養機能等の維持及び生活基盤の整備拡充など地域振興策を推進するため、一時的な助成措置ではなく、永続的な財政支援の拡充を求めて水源基金創設を要請する。

水源基金創設に関する要請決議

平成28年9月15日、国頭村、大宜味村、東村にまたがる陸域や海域が、やんばる国立公園に指定された。やんばる国立公園は、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナやノグチゲラなど、多種多様な固有動植物及び希少種に富んだ生態系が残され、現在、世界自然遺産登録を目指して関係機関と連携し推進している。この自然豊かな山林を源とする多くの河川とダムは、水清く良質で豊富な水量を有し、中南部への主要な水源地域となって県民の命の水ガメとして大きな恩恵を与えている。

このような豊かなやんばるの森に育まれた水は、人口や産業の集積する中南部へと送水され、都市の人々の暮らしや生活、産業活動に欠かせないものとなっている。また、自然とふれあう環境学習や森林浴等の保健・休養の場になっている。

しかしながら、水源地域をかかえる大宜味村は過疎化が進行し、受益市町村である中南部と比較して、生活環境などの格差が拡大している状況である。

沖縄本島の生活や経済活動は、安定的に水が供給されるという前提で成り立っており、良質な水の供給を続ける上でも水源地の自然を良好な状態に保つことは重要であり、県全体としてこれまで以上に水源地域へ目を向けていく必要がある。

平成24年度を持って財団法人沖縄県水源基金が解散となり、助成金が打ち切られ、財源の乏しい大宜味村においては、水源涵養等の機能維持に苦慮しているところである。

大宜味村において水源涵養林の果たしている多面的機能や公益的機能を今後とも維持していく必要がある。未来永劫に亘る水資源の恩恵は、受益市町村と水源地域とが等しく享受していく必要がある。沖縄県においては平成28年度から水源地域環境保全事業により水源地域市町村に助成金を交付している。しかし水源地域の環境保全や水源涵養機能の維持と併せて生活基盤の整備拡充など地域振興策及びやんばる国立公園の指定と世界自然遺産登録に対する取り組むべき課題が多いことなどから永続的な財政支援の拡充が必要である。よって、大宜味村議会は下記事項の実現を強く要請する。

記

1、水源地域環境保全事業等の一時的な助成措置によるのではなく、永続的な水源地域の振興策を講じるため、受益市町村に水道使用量1立方メートルにつき8円を負担し、これを原資として水源基金を創設すること。

以上、決議する。

令和2年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県知事 沖縄県企業局長 沖縄県議会議長

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 水源基金創設に関する要請決議を採決します。

決議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第21 全員発議により提出されました決議案第4号 議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。4番 友寄景善議員。

(4番 友寄景善議員 登壇)

- 4番(友寄景善) 決議案第4号 議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 友寄景善 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 宮城 貢 大山美佐子 吉浜 覚 大城邦彦

賛成者 安里重和

提案理由 村民参加を基本とする開かれた議会を実現し、大宜味村にふさわしい豊かな村づくりの実現に寄与することを目的に調査研修が必要である。特別委員会として十分な活動ができるようにするために「議会基本条例調査特別委員会」を設置する。

決議案第4号

議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会基本条例調査特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議会基本条例調査特別委員会
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3、目的、議会基本条例に関する調査

4、委員の定数、9人

5、調査期限、調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提出理由

村民参加を基本とする開かれた議会を実現し、大宜味村にふさわしい豊かな村づくりの実現に寄与することを目的に調査研修が必要である。特別委員会として十分な活動ができるようにするために「議会基本条例調査特別委員会」を設置する。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第4号 議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

決議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 3時28分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時32分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に議会基本条例調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会基本条例調査特別委員会委員長に大城邦彦議員、副委員長に友寄景善議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件

- 議長（平良嗣男） 日程第22 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和2年3月19日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議（那覇市）	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（本部町） 常任委員長・副委員長実務研修会（那覇市）	1名（議長） 8名
6月	北部議長会先進地行政視察研修（四国）	1名（議長）
7月	北部議長会先進地行政視察研修（四国） 北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （国頭村）	1名（議長） 全議員
8月	県町村正副議長・正副委員長研修会（北谷町） 北部市町村議長会定例総会（大宜味村）	7名 1名（議長）
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（糸満市）	1名（議長） 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 八重山一心会総会（石垣市）	1名（議長） 1名（議長）
12月	北部市町村議長会定例総会（恩納村）	1名（議長）
2021年1月	町村議会広報研修会（那覇市）	4名
2月	北部市町村議長会定例総会（名護市） 県町村議会議長会定期総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（読谷村）	1名（議長） 1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員